

足寄町 教育振興基本計画

第6次
2023～2027

足寄町教育委員会

「学ぶ・育てる・楽しむであらう」
笑顔あふれるまちづくり

足寄町民憲章

昭和 50 年 11 月 3 日告示第 71 号

わたくしたちは、阿寒の秀峰のもと緑の映える広大なまち、足寄の町民です。
わたくしたちは、先人の偉業を受けつぎ、郷土の繁栄と、かぎりない未来の躍進に願いをこめて、この憲章を定めます。

1. 元気に働き、楽しく豊かなまちをつくりましょう。
1. たがいに敬い、たすけあい、あたたかいまちをつくりましょう。
1. きまりを守り、平和で明るいまちをつくりましょう。
1. 教養を深め、文化の香りたかいまちをつくりましょう。
1. 恵まれた自然を愛し、美しいまちをつくりましょう。

足寄町教育目標

昭和 53 年 9 月 25 日決定

わたくしたちは、町民憲章の精神をうけ、足寄町のすばらしい未来を志向する生涯教育の目あてとして、この目標を定めます。

1. 開拓の偉業をうけつぎ進んで町づくりに励み想像力にすぐれた人。
1. 健康でたくましい心身をつくり、強い意志と実践力のある人。
1. 美しい自然と文化を愛し、情操豊かで社会に役立つ人。
1. 自他の人格を尊重し、協力的で最後まで責任を持って仕事をやりぬく人。
1. 社会の一員としての自覚をもち、常に生活の向上に努める人。

第6次足寄町教育振興基本計画策定にあたって



足寄町教育委員会教育長 東海林 弘 哉

2016年の「第5期科学技術基本計画」において、Society5.0が提示されましたが、5年を経た2021年の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、人材育成に関する章を加え、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」としてSociety5.0が再定義されました。

また、コロナ禍の2022年に経済産業省から発表された「未来人材ビジョン」では、VUCA（変動・不確実・複雑・曖昧）の時代を生き抜くために求められる能力は、「DXという社会・産業構造の変化に対応するとともに、一人ひとりを尊重し、多様性を生かした社会環境の中で新たな価値を生み出すことができる力」という、これまでの教育や人材育成で育んできたものから変化してきています。

このような中、本町では、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を通して知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を学校教育において育成してきました。社会教育では、より多くの世代のニーズに応じた学習活動を提供し、相互に尊重し支え合える体制整備に努め、地域コミュニティの活性化や地域で活躍できる「人づくり」を推進することで、循環型生涯学習のまちづくりを目指してまいりました。今後は、この不易といえるこれまでの取組を基盤として、SDGs・ESDの理念を大切に、ICT等を活用しながら持続可能なwell-beingの環境を実現していくことが重要だと考えています。

2023年度から2028年度の5カ年にわたる『第6次足寄町教育振興基本計画』の策定に当たっては、足寄町第6次総合計画や第5次足寄町生涯学習推進計画の成果と課題をふまえ、町民一人ひとりの多様な生涯学習の観点に立って、学校教育と社会教育の一体的な取組を基底に据えた本計画は、『「学ぶ・育てる・ささえあう」笑顔あふれるまちづくり』を基本理念とした足寄町教育振興の基本計画であります。本計画が、子どもたちの明るい未来を切り拓き、町民一人ひとりの生きがいや個々の目標に結びつく道標となるよう願っています。

結びになりますが、本計画策定に際し、貴重なご意見やご提案をお寄せくださった町民の皆様をはじめ、熱心に審議を重ねていただいた策定委員の皆様、心から感謝とお礼を申し上げ、策定に当たってのご挨拶といたします。

2023年3月

目 次

【基本構想】

第1章	足寄町教育振興基本計画の策定	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ・期間・構成	2
第2章	計画の基本的な考え方	
第1節	基本理念	3
第2節	基本理念実現のための重点目標	4
	足寄町教育振興基本計画構想図	7

【推進計画】

第1章	生きる力を育む教育環境づくり	
第1節	魅力ある学校づくり	8
第2節	確かな学力の形成	11
第3節	豊かな心の育成	13
第4節	健やかな体づくり	15
第2章	町民の学びを支える生涯学習社会の実現	
第1節	学びを広げる町民の学習環境の整備	17
第2節	生涯学習による地域づくり	19
第3節	地域で活躍できる人材の育成	21
第4節	芸術文化活動の推進	23
第5節	生涯スポーツの充実と健康づくりの奨励	25
第6節	楽しさつながる学習・交流活動の推進	27
第7節	郷土愛を育む学習活動の推進	30
第3章	生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくり	
第1節	みんなが集える魅力ある図書館の実現	32
第2節	本との出会いを広げる読書活動の推進	35
第3節	町民の読書環境の整備	37
	用語解説	39

【資料 編】

教育振興基本計画策定委員会組織図	43
教育振興基本計画策定委員会名簿	44
教育振興基本計画策定経過	46
教育振興基本計画策定諮問文・答申	48
教育振興基本計画策定委員会風景	50
教育振興基本計画策定委員会規則・要綱	52
教育に関する町民の意識調査	54

基本構想

第1章 足寄町教育振興基本計画の策定

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ・期間・構成

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

第2節 基本理念実現のための重点目標

第 1 章

足寄町教育振興基本計画の策定

第 1 節 計画策定の趣旨

足寄町では、2018 年度に「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とした第 5 次足寄町生涯学習推進計画を策定し、学校教育と社会教育の連携や生涯学習社会の実現、読書環境づくりなど、広く教育全体を網羅する内容を盛り込み、各種施策の推進を図ってきました。

第 6 次の計画についても基本的な方向性は変わりませんが、教育基本法において地方自治体の努力目標とされている「教育振興のための施策に関する基本的な計画の策定」を実現するため、名称を「足寄町教育振興基本計画」に改め、引き続き本町の教育活動の指針となるべき計画として策定されました。

また、この計画は町の最上位計画である「足寄町第 6 次総合計画」で示された基本目標実現に向けての施策を具現化するための部門計画であるとともに、首長と教育委員会による「総合教育会議」において策定される「教育大綱」としても位置づけられており、今後 5 年間の教育の羅針盤として活用されるものです。

今日の社会に目を向けると、少子高齢化や核家族化の進行、グローバル化や高度情報化などによる社会情勢の変化に伴い、教育環境も大きく変化しています。

これらの変化により、個々の生き方や価値観も多様化し、町民の学習ニーズもますます多様化、高度化、専門化が進んでいます。さらに、人間関係の希薄化や地域コミュニティ機能の弱体化問題についてもコロナ禍によって一層拍車が掛かっています。

このように、個人の生き方や地域社会のあるべき姿が改めて問われている中、町民と行政、関係団体・機関が協働して、子どもからお年寄りまでの多様な学習ニーズに対応した教育活動のさらなる充実が必要です。

そのため、個々の学習活動に対する意欲を高め、個人の学びから一歩踏み出し、学びあいを通して学んだ成果を地域や社会の中で活かすことのできる「人づくり」と「環境づくり」に取り組んでいく必要があります。

第 6 次足寄町教育振興基本計画は、本町の将来的な課題を踏まえ、学校教育・家庭教育・社会教育の充実から次代を担う子どもたちの「生きる力」を育み、町民が「足寄に住んで良かった」と思える生涯学習社会を目指して策定されました。

計画の推進にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況や方向性などについて点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に反映させながら、実効性のある計画の推進に努めていきます。

第2節 計画の位置づけ・期間・構成

計画の位置づけ

第6次足寄町教育振興基本計画は、町の最上位計画である「足寄町第6次総合計画」（2015年度から2024年度）で示された基本目標実現に向けての施策を具現化するための部門計画で、教育に関係する各種個別計画と連動させながら、教育施策の振興を図り、第5次足寄町生涯学習推進計画の成果と課題を継承し、さらに発展させていくものです。

なお、この計画は、足寄町の教育振興の指針となる足寄町教育大綱や教育振興基本計画、社会教育推進のための社会教育中期計画、町の読書活動を推進する読書活動推進計画を包括する計画です。

※SDGs（持続可能な開発目標）を意識した計画

第6次足寄町教育振興基本計画では、携わる一人ひとりが「持続可能な社会づくり」のため、足寄町の将来あるべき姿を見据えながら各施策・事業の取組を進めていきます。

推進計画の各節には、取組内容に対応する目標アイコンを表示しています。



計画の期間

第6次足寄町教育振興基本計画の期間は、教育施策の中期的な方向性を示すことから、2023年度から2027年度までの5年間とします。なお、計画の期間中に社会情勢の変化や法律、制度の改正、施策の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の構成

第6次足寄町教育振興基本計画は、基本構想と推進計画で構成します。

【基本構想】

基本構想は、教育の振興を推進する上での基本的な考え方を示した「基本理念」と「重点目標」を明らかにしています。

【推進計画】

基本構想に基づいて、それを達成するための主要施策と具体的方針を定めています。



第2章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

【基本理念】

『学ぶ・育てる・ささえあう』

笑顔あふれるまちづくり

本町ではこれまで学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、子どもから高齢者までの一人ひとりが「自分の意思で」、「自分に合った方法で」学び、生きがいのある充実した人生を生涯にわたって送ることができる生涯学習社会の実現を推進してきました。

2018年度に策定した第5次足寄町生涯学習推進計画において「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念とし、「学ぶ」「つながる」をキーワードに掲げて各種教育施策に取り組んできましたが、近年の高度情報化などにより生活が便利になった反面、少子高齢化、核家族化などが進み、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化した結果、人間関係の希薄化や地域の教育力の低下が懸念されるようになりました。また、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症によって人々の「暮らし方」「働き方」「学び方」も大きく変化してきました。

このような急激に変化する現代社会において、教育活動に関するニーズも多様化しています。本町においても、それらの変化に柔軟に対応することが求められていることから、第5次足寄町生涯学習推進計画の基本的な考え方は継承しつつも、多様なニーズに対応するための各種施策の充実が必要です。

そのため、本計画においては、これまで以上に子どもたちの教育環境について踏み込んだ具体的方向性を打ち出すとともに、町民の学びへの参加を促し、さまざまな場で学び、学んだ成果を地域社会で活用し、次世代を育て、共にささえあう循環型の「生涯学習社会」を推進していきます。そのことが、希薄になりつつある住民同士のつながりを深め、町民一人ひとりが笑顔で暮らすことのできる町になると考えています。

学びを推進し・人を育て・共にささえあう事で、みんなが笑顔になる。そんな町になってほしいという願いを込めてこの基本理念を掲げ、今後5年間の足寄町の教育振興のための具体的施策と事業の展開を図っていきます。

第2節 基本理念実現のための重点目標

基本理念の実現を目指し、教育振興の重点目標を次のように定めます。

(1) 生きる力を育む教育環境づくり

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくためには、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を通して知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を備えた子どもを育むことが求められています。

そのためには、家庭・学校・地域それぞれの役割と特性を生かし、相互の連携・協働を強化し合いながら地域社会全体で子どもを育てていくことが重要です。

子どもは地域の宝であり、次代を担う子どもたちの健やかな成長は、町民の願いでもあります。

引き続き学校教育の充実を図るとともに、家庭教育、子育て支援、青少年教育などを推進しながら、これまで以上に学校と地域社会との連携を深め、町全体で子どもを育む持続可能な教育環境づくりを進めます。

(2) 町民の学びを支える生涯学習社会の実現

全ての町民が生涯にわたって健康で心豊かな人生を送るためには、町民一人ひとりが意欲をもって学習していくことが大切であり「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学べるよう、学習機会のさらなる充実や学習施設の機能強化など、学習環境の整備を図る必要があります。

また、青年や女性、子育て世代や高齢者など様々な年代のニーズに応じた学習活動を推進し、多世代がお互いに尊重し共に支え合える体制整備に努めるとともに、学びを生かして地域で活躍できる「人づくり」を推進し、循環型生涯学習のまちづくりを目指した取組を進めることが大切です。

芸術文化や生涯スポーツ・健康づくりについても引き続き奨励し、仲間づくりとともに、コミュニティの活性化や地域の絆づくりの強化を図ることも重要です。

本町のもつ豊かな自然、歴史、産業、文化的資源などを生かし、郷土に誇りと愛着をもって、町民が笑顔で暮らしていけるような活力と潤いに満ちた生涯学習社会を地域総がかりで実現します。

(3) 生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくり

本にふれることは、言葉を学ぶ、感性を磨く、想像力を高めるなど、人生をよりよく生きる力を身に付ける上において必要な要素です。また、多くの出会いを広げることにつながる読書活動を活性化させることは、町民の心に潤いを与えることとなります。

本町では、2018年度に待望の図書館がオープンし、町民の読書活動に関する様々なニーズに応じてきましたが、今後さらに町民が本にふれる機会を増やし、子どもから高齢者までが読書活動の活性化を図っていくための環境づくりを進めるとともに、さまざまな学習活動、情報発信の場として愛され、利用される図書館づくりを進めます。



第6次足寄町教育振興基本計画構想図

足寄町第6次総合計画

基本理念「緑の大地にあふれる幸せ 安全で 安心なまち あしよろ」の実現を目指す

第6次足寄町教育振興基本計画基本理念

「学び・育てる・ささえあう」笑顔あふれるまちづくり

【重点目標】

生きる力を育む教育環境づくり

基本施策

- ・魅力ある学校づくり
- ・確かな学力の形成
- ・豊かな心の育成
- ・健やかな体づくり

【重点目標】

町民の学びを支える生涯学習社会
の実現

基本施策

- ・学びを広げる町民の学習環境の整備
- ・生涯学習による地域づくり
- ・地域で活躍できる人材の育成
- ・芸術文化活動の推進
- ・生涯スポーツの充実と健康づくりの奨励
- ・楽しさつながる学習・交流活動の推進
- ・郷土愛を育む学習活動の推進

【重点目標】

生涯を通して学び、楽しむ
読書環境づくり

基本施策

- ・みんなが集える魅力ある図書館の実現
- ・本との出会いを広げる読書活動の推進
- ・町民の読書環境の整備

基本施策に基づいた具体的な取り組み（2023年度～2027年度）

A large blue geometric shape, resembling a stylized 'Z' or a series of connected triangles, is positioned in the top-left corner of the page.

推進計画

第1章 生きる力を育む教育環境づくり

第2章 町民の学びを支える生涯学習社会の実現

第3章 生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくり

第 1 章 生きる力を育む教育環境づくり

第 1 節 魅力ある学校づくり

現状と課題



学校教育では、児童生徒の「生きる力」を育むことを目指し、地域の特色を生かした教育活動を活発に進めながら、魅力ある学校づくりに取り組んできました。

しかし、人工知能（AI）^{※1}やビッグデータ^{※2}、Internet of Things（IoT）^{※3}、ロボティクス^{※4}などの先端技術が高度化した Society5.0^{※5}時代が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化するとともに、新たな課題に直面し、その解決が求められています。

今後とも、学校が信頼され、魅力ある場であり続けるためには、地域とともに学校の教育力を高めることが必要であり、2022 年度に全小中学校に導入した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）^{※6}の仕組みをより一層活用し、教育活動を充実させていくことが重要です。加えて、地域の核となる学校施設の機能の確保のため、引き続き老朽施設の改修や改善を図り、子どもたちが安全にかつ安心して学べる環境づくりを進める必要があります。

また、少子化の急速な進展に伴う生徒と教職員の減少などにより、部活動の在り方が大きく変わろうとしています。2022 年度に文部科学省からこれまで学校教育の一環であった部活動が、地域の団体などに主体を移す「部活動の地域移行」についての方針が示されました。本町においても、生徒が継続的で質の高い多様な活動機会を確保できるよう、教職員の働き方改革とあわせ部活動の地域移行を進める必要があります。

具体的方針

1. コミュニティ・スクールの推進と部活動の地域移行

- ① 教育に関する目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開するため、学校の取組や地域との関りなどの状況を積極的に発信します。
- ② 各協議会での協議や活動が充実したものとなるよう、指導・助言を行います。

- ③ 学校と地域をつなぐ「学校コーディネーター」^{※7}を積極的に活用します。
- ④ 学校支援ボランティア^{※8}など、学校活動における地域の人材の積極的な活用を支援します。
- ⑤ コミュニティ・スクールにおける個人の学びや活動を、人づくり、地域づくりに結び付ける仕組みを検討します。
- ⑥ 少子化の中でも、将来にわたり本町の子どもたちが文化やスポーツに継続して親しむことができるよう、関係機関や団体などと協働し、足寄に相応しい部活動の地域移行の在り方を検討します。

2. 学校組織の運営体制の充実と教職員の資質向上

- ① 教職員の資質や能力、スキルの向上に向け、経験や職層に応じた研修や教職員としての専門性を高める研修を体系化して実施するとともに、個々の教職員が自ら成長しようとする意欲を引き出す仕組みを構築します。
- ② 校内の研修体制を強化するとともに、小学校・中学校・高校が連携した研修会などの開催を検討します。
- ③ 教職員が心身ともに健康で職務が行えるよう、「足寄町立学校における働き方改革 アクションプラン（第2期）」^{※9}に基づき、教職員の働き方改革の着実な実施に努めます。
- ④ 研修会などを通し、教職員個々のコンプライアンス意識の更なる高揚を図るとともに、学校全体での不祥事の未然防止の取組を促進します。
- ⑤ 学校が抱える課題に的確に対応し、組織としての教育力や課題解決力を高めるため、学校評価をはじめとする制度や体制の整備・充実に努めます。

3. 学校施設・設備の充実

- ① 安全・安心な学校づくりのために、「足寄町学校施設長寿命化計画」^{※10}に基づき、老朽化による危険箇所などの把握に努め、学校内施設の修繕を計画的に進めます。
- ② 校舎の外部改修や老朽化により使用されていない施設の撤去など、学校施設の計画的な整備・充実に努めます。
- ③ 子どもたちの教育効果を高める学校教材や備品の更新・整備に努めます。
- ④ 将来を見据えた教員住宅の老朽化対策を施すとともに、教員住宅の適切な管理に努めます。

4. 足寄高校への支援

- ① 足寄高校を存続させる会や足寄高校振興会などと連携し、生徒や保護者のニーズを的確に捉えながら、高校存続に向け必要かつ適切な支援を図っていきます。
- ② ホームステイを中心にカナダの生活文化を体験する海外研修派遣事業や給食の無償提供など、特色のある学校づくりへの支援を継続します。
- ③ 足寄高校からの要請に応じて、国際交流員（CIR）^{※11}やスクールカウンセラー^{※12}、部活動指導者など、学校諸活動への地域人材の積極的な派遣を進めます。
- ④ 足寄高校生の学力向上と一人ひとりの希望進路の実現を応援するため、公設民営塾「足寄町学習塾」^{※13}の設置を継続します。
- ⑤ 遠隔地からでも充実した高校生活が過ごせるよう、宿泊施設の整備やサポート体制の充実に努めます。
- ⑥ 高校生のボランティアや地域活動への参加を促進します。

5. PTA 活動の充実

- ① 家庭教育の充実を図るため、町 PTA 連合会および単位 PTA の活動を積極的に支援します。
- ② PTA 活動の更なる充実に向けた助言や情報提供に努めます。
- ③ 単位 PTA 同士の連携を深めるため、交流する機会や場の提供を行います。
- ④ 緩やかなつながりで組織する「おやじの会」^{※14}など、新たな形の PTA 活動を支援します。

6. 学校間・校種間連携の促進

- ① 小学校・中学校・高校のそれぞれの学校段階における教育内容のさらなる充実と、校種間の連携を図った教育課程の編成に努めます。
- ② 小学校・中学校・高校の連携をより一層深化させるため、定期的な情報交換の場の設定や乗り入れ授業の実施を進めます。
- ③ 学校間連携により、児童生徒の学習に関する情報の交換を行うとともに、授業・諸活動の交流事業の充実に努めます。
- ④ 小1プロブレム^{※15}、中1ギャップ^{※16}、高1クライシス^{※17}に適切に対応できるよう、保育園や学校間の連携を強化するとともに、スクールカウンセラーを定期的に派遣するなどの取組を進めます。

第2節 確かな学力の形成

現状と課題



予測困難な時代を前に、子どもたちが自らの手で課題を見つけ出し、未来を切り開いていく力を身に付けるためには、個々の成長に寄り添い、一人ひとりの学力を伸ばす教育が必要です。

人材育成の基盤である義務教育9年間を見通した教育を行うためには、小学校・中学校間で連続性や系統性を持たせることが重要です。これまでの全国学力・学習状況調査の結果をみると、知識や技能を活用する力の育成や家庭学習の定着に取り組んでいく必要があります。

本町では、標準学力検査^{※18}を独自に実施し、一人ひとりの学習到達度や学年毎の傾向を客観的に把握して、指導改善に生かしています。

また、町内中学生の約7割が進学する足寄高校とも連携を図りながら、一人ひとりの学力の伸びを支えていく必要があります。

今後も、子どもたちの確かな学力の保障と学習意欲の向上を図るため、教職員の資質と指導力の向上が求められています。

具体的方針

1. 小中学校における学習指導の充実

- ① ICT^{※19}機器を活用し、基礎・基本の定着と思考力・判断力・表現力の育成を図ります。
- ② 個々の能力や特性に応じた個別最適な学びや協働的な学び、課題を発見する学びを推進します。
- ③ 標準学力検査の結果などを活用しながら、児童生徒一人ひとりの学力の経年変化を把握し、指導方法の改善に繋げます。
- ④ 町生涯学習研究所を活用し、教育課程の編成・実施、学習指導の工夫・改善を図ります。
- ⑤ 学校・家庭との連携を図りながら家庭学習の習慣化に向けた取組を継続します。
- ⑥ ボランティアを活用し、長期休業中の学習支援を継続します。
- ⑦ 読書習慣の定着に向け、図書館と連携しながら学校図書の実質充実を図ります。
- ⑧ 各校の教育活動や児童生徒指導などの理解を深めるため、異校種間での授業参観や教職員の交流、情報交換の場の充実に努めます。

2. 外国語教育の充実

- ① CIR の配置を継続するとともに、CIR と協働して授業を行う指導体制の充実に努めます。
- ② CIR を効果的に活用し、ネイティブな発音や異文化に触れる機会を確保するなど、外国語教育の充実に図ります。
- ③ 小中学校間での交流授業を通して、相互の英語教育への理解を深め、小・中学校の円滑な連携に努めます。

3. ICT 教育の推進

- ① 必要な情報を主体的に選択し、活用できる力を育成するため、ICT などを活用した学習活動の充実に図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の推進を図ります。
- ② 全ての教職員が ICT を効果的に活用できるよう、更なる資質向上に向けた計画的・体系的な研修の充実に努めます。
- ③ 学校に整備した ICT 機器を有効に活用するため、専門的知識を有する人材の配置について検討します。

4. 家庭の教育力向上のための施策の充実

- ① 家庭教育に関する情報や学習機会の提供の充実に図ります。
- ② 教育電話相談やスクールカウンセラー、子育て支援センターなど、家庭教育に関する相談窓口や体制の充実に努めます。
- ③ 各学校における家庭教育学級を継続的に開設します。
- ④ 父親の家庭教育への参加を支援する取組を検討します。

5. 特別支援教育の充実

- ① 特別な支援を必要とする子どもに対して、関係機関と連携を図り、一人ひとりの成長を支え、障がいや発達段階に応じたきめ細かな指導を行います。
- ② 障がい特性に応じた ICT の活用により、学習上の困難や課題を解決し、児童生徒の能力の伸長を図ります。

第3節 豊かな心の育成

現状と課題



近年、家庭や地域の教育力の低下により、子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識の低下が問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、人間関係の希薄化も指摘されています。

子どもたちが自信を持って社会に羽ばたいていくために、基本的な生活習慣の形成や社会性、自己肯定感、自己有用感を育む教育がより一層求められています。

本町では、子どもたちの豊かな心の育成を願い、小学校・中学校・高校が連携し、足寄らしい取組を推進してきました。今後においても、発達段階に応じたさまざまな体験活動を提供し、子どもたちの豊かな心の育成に努めていくことが必要です。

具体的方針

1. 人間性豊かな人材を育てる教育の推進

- ① 「特別の教科 道徳」※²⁰を中核として、教科横断的、かつ発達段階に応じた教育活動を推進します。
- ② 専門的知識を有する講師や地域人材を活用し、地域ぐるみで行う道徳的活動の充実を図ります。
- ③ 多様な他者との交流や協働を通して、他者を認め、良好な関係を築く社会性を身に付けるため、コミュニケーション能力や豊かな表現力を育むための教育活動を推進します。
- ④ 自己肯定感や自己有用感を育むため、児童生徒の自主的なボランティア活動を推進します。
- ⑤ 知識を広め、心を豊かにするため、読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。



2. 郷土学習の推進

- ① 社会科副読本など町独自教材などを活用し、地域への愛着を深める教育を推進します。
- ② 動物化石博物館や郷土資料館を積極的に活用し、地域の歴史への理解促進に努めます。
- ③ 郷土の歴史や自然について解説した資料の有効活用を図ります。

3. 体験学習活動の活用

- ① ボランティア活動や自然体験活動など、足寄の特性を生かした体験活動の充実を図ります。
- ② 世代間交流や異年齢交流など、さまざまな体験活動を通して、自己肯定感や自己有用感を育みます。
- ③ 発達段階に応じて職業に触れる体験や、企業・施設での職場体験を通して、勤労感や職業観の育成を図ります。
- ④ 豊かな感性や情操を養うため、優れた芸術や本物に触れられる鑑賞機会など体験の場の充実に努めます。
- ⑤ ネイパル足寄や九州大学北海道演習林などの教育機関と連携した体験学習活動事業の充実を図ります。

4. いじめや不登校への対策の充実

- ① 「いじめに関するアンケート調査」^{※21}や「楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)」^{※22}の結果を把握し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努めます。
- ② いじめ防止に関するリーフレットなどを活用し、児童生徒の心の醸成を図ります。
- ③ インターネットやスマートフォン利用者の低年齢化を念頭に、ネット被害やネット依存を未然に防ぐ情報モラル教育を推進します。
- ④ 「足寄町いじめ防止基本方針」^{※23}や各学校が定める「学校いじめ防止基本方針」^{※24}に基づき、いじめに対する教職員の対応力の向上を図るため、研修や体制の充実に努めます。
- ⑤ 不登校や登校しぶりの子どもと保護者への支援体制の充実を図るとともに、さまざまな悩みや不安を相談できる体制の拡充に努めます。

第4節 健やかな体づくり

現状と課題



生涯にわたってたくましく生きるためには、子どものうちから望ましい生活習慣を身に付けるとともに、継続的な運動と正しい食生活に関する知識を得ることが大切です。

本町においては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査^{※25}の結果によると、全国平均を上回る種目があるものの、年度により差が見られます。子どもの体力は、学習意欲や気力といった精神面の充実にも密接に関わってくることから、体育や保健に関する指導の一層の充実を図るとともに、学校や家庭、地域が一体となった体力向上への取組が必要です。

また、メンタルヘルスやアレルギー疾患など、健康課題が多様化していることから、子どもの心と体を守るために、学校や家庭、医療機関などの連携を図っていく必要があります。

具体的方針

1. 体力・運動能力の向上

- ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、課題改善のための取組を実施します。
- ② 小中学校における体育授業などに専門の指導者を派遣し、運動の楽しさや魅力を伝える取組を行います。
- ③ 小学校・中学校・高校が連携しての合同練習やスポーツ教室を開催します。
- ④ 学校外でもさまざまなスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブと連携し運動能力の向上に努めます。

2. 安心・安全な給食の提供と食育の推進

- ① 衛生管理の徹底と衛生研修の実施により、安全・安心な学校給食を提供します。
- ② 食物アレルギーなどで給食の摂取制限のある児童生徒に対し、アレルゲン除去食を提供します。

- ③ 栄養教諭と養護教諭が連携を図り、児童生徒の食物アレルギーに関する情報を把握・共有し、事故予防策の検討や緊急時の対応体制を整えます。
- ④ 町内生産者と連携し、地場産食材の積極的な活用を図り、郷土への理解や愛着を育みます。
- ⑤ ホームページや給食だよりなどを利用して、給食と栄養管理に関する情報を積極的に発信するとともに、栄養教諭や学校給食センター職員による食育・給食指導の充実に努めます。

3. 健康教育の推進

- ① 児童生徒が正しい知識を身に付け、適切な判断や行動ができるよう、がん教育や薬物乱用防止教育などの健康教育の充実に努めます。
- ② 町役場福祉課や医療機関などと連携し、系統性のある健康指導を推進します。



第2章 町民の学びを支える生涯学習社会の実現

第1節 学びを広げる町民の学習環境の整備

現状と課題



町民は、自己の個性・能力を伸ばし充実した人生を送るため、多様な学習の機会を求めています。町民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる場所において主体的・自発的に学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が望まれます。

今後は、町民の多様な学習ニーズを敏感に捉えた適切な支援を進めるとともに、あらゆる町民が身近な施設で学習活動ができるよう、各種活動の場である学習施設を整備していく必要があります。

さらに、多くの町民を「学びに誘う」には、魅力的な情報をさまざまな媒体を使って提供することが必要です。今後も広報紙や自治会回覧などの印刷物による情報やインターネットなどのほか、SNS^{※26}を積極的に活用し、多様な情報の発信を通して学びのきっかけづくりを進めていく必要があります。

具体的方針

1. 学習拠点の整備と活用

- ① 町民センターを文化活動の拠点施設、総合体育館と温水プールをスポーツ・健康づくり活動の拠点施設として位置付け、時代に応じた備品整備とともに、適切な設備管理を計画的に行います。
- ② 各社会教育施設において、いつでも、誰でも気軽に立ち寄れ、居心地の良い環境づくりに努めます。

2. 町民のニーズに応じた学習機会の提供

- ① 町民の潜在的な学習ニーズを捉え、ライフスタイルに応じた学習機会を提供します。

- ② 伝統文化や文化財、郷土学習、現代社会に必要な知識などに接する機会を提供し、豊かな心を育むための学習機会を充実させます。
- ③ 学習や教育に関する窓口を充実させ、町民からの学習要望に適切に応えられる体制づくりに努めます。
- ④ デジタル社会で必要なスキルを身に付けつけるための ICT を活用した学習機会を提供していきます。

3. 関係機関と連携した学びのネットワークづくり

- ① ネイパル足寄や九州大学北海道演習林などの町内教育機関との連携を強化し、さまざまな場面で行われる学習活動をサポートする仕組みづくりを進めます。
- ② 町内の企業や NPO 法人などとの情報交換を行い、企業などのもつノウハウや学習資源を積極的に活用できるよう連携していきます。

4. 学習情報発信力の強化

- ① 「智究人」の内容充実に努めると共に、町民に読まれる魅力ある生涯学習情報の充実に努めます。
- ② 教育委員会ホームページの掲載内容の充実を図るとともに、新鮮な学習情報の提供に努めます。
- ③ 自治会回覧による周知文書については、情報内容を十分に精査し、分かりやすく丁寧な情報提供に努めます。
- ④ 本町の教育のあらましや生涯学習活動などを紹介した教育ガイドブック「あしよる」の定期的な改訂を図ります。



第2節 生涯学習による地域づくり

現状と課題



全国的な少子高齢化の進行に伴い、核家族世帯や単独世帯の増加により人々の付き合いが疎遠になるなど弱体化が進んでおり、本町においても地域コミュニティの維持が難しくなっています。

そのため、これまでと同様の地域活動を行うことが難しい自治会も増えており、打開策の検討が急がれます。

また、次代を担う子どもたちを、たくましく、心豊かで創造性あふれる人に育てるため、家庭、地域社会がそれぞれの役割と責任を果たしつつ、一体となって取組を進めていく必要があります。子どもたちの健全な成長を願い、それぞれの立場で連携を図ることで教育活動や非行防止活動、安全の確保を推進することが求められます。

さらに、地域住民個々が、学習を通じて意識を高め、必要な知識・技能などを身に付け、その成果を地域参加や地域貢献の活動につなげられるような実践的な学習機会の提供が必要になっています。団体・サークルなどの自主的な活動の支援はもとより、個人や少人数グループの学びたい意欲に応えるため、マイプラン講座や出前教室などを積極的に活用してもらい、学習活動の活性化を図っていく必要があります。

具体的方針

1. 地域コミュニティの充実と支援

- ① 各自治会子ども向け事業への協力及び支援を検討します。
- ② 町内のあらゆる団体と交流を深める仕組みをつくり、連携体制を築いていきます。
- ③ 自治会活動への理解度を高めてもらうための情報提供を行います。

2. 防災や消費生活に関する学習の推進

- ① 地域をみんなで守る意識を高めるため、地域における子どもの安全・見守り活動や自主防災・防犯体制の組織化などの取組を積極的に支援します。

- ② 町内の児童生徒向けに発行している「あしよろ安全マップ」^{※27}を計画的に更新・発行するなど、児童生徒の安全に関する情報提供に努めます。
- ③ 地域の高齢者や生活弱者をターゲットとした悪徳商法や契約トラブルなどの消費者トラブルを防ぐ学習機会と情報提供に努めます。

3. 超高齢化社会に対応した福祉活動への支援

- ① 地域の高齢化に伴い、福祉や医療に関する地域の学習機会を提供し、地域を挙げた支え合いの体制づくりを進めます。
- ② さまざまな機会を活用し、福祉施策の仕組みや制度を学ぶ学習機会を設け、福祉施策への理解を深める活動を行います。

4. 自主的な仲間づくり活動への支援

- ① 学習グループやサークルの支援を継続するとともに、新たな仲間づくりのため、活動情報の提供や学習環境の向上に努めます。
- ② マイプラン講座^{※28}や出前教室などの講師派遣事業の活用を積極的に呼びかけ、新たな仲間づくり活動のきっかけづくりを進めます。
- ③ 自主的な地域づくり・まちづくり学習活動を支援します。
- ④ 青年層から壮年層が、地域活動に積極的に参加できるような学習機会や情報提供に努めます。



第3節 地域で活躍できる人材の育成

現状と課題



子どもたちの活動を支える人材、地域課題を解決する担い手、文化・スポーツ活動を推進するためのリーダーや指導に当たる指導者など、人材不足により活動の停滞を余儀なくされている地域や団体が増えています。

町民の学習活動を支援するためには、さまざまな学習要望に対応できる学習指導者が必要です。指導者バンクの整備を進めるとともに、学習活動の指導要請や学習相談に応え、求められる人材を派遣する仕組みづくりを進めます。

また、本町の学習活動の更なる活性化のためにボランティアの養成と、ボランティア活動を積極的に奨励・支援します。そのため、中高生から高齢者までの幅広い層の育成を図るとともに、学習活動で得た知識、経験を生かすことのできる場を設定し、「人づくり」を「まちづくり」に繋げる体制の構築を進めます。

具体的方針

1. 学びを支えるリーダーの育成

- ① 足寄高校ボランティア部「コロボックル」の活動を支援するとともに、小中学生のボランティア活動の取組を奨励します。
- ② ジュニアリーダー※29としての役割や知識を習得する学習機会を提供します。
- ③ 地域学校協働活動と連携し、各学校を支える学校支援ボランティアの育成と活用を広げていきます。



2. 「人づくりの町」構想の推進

- ① 町民の生涯学習活動におけるリーダー育成をはじめ、教育関係者や町職員のスキルアップのための研修機会を積極的に設けます。
- ② 全ての世代におけるデジタルスキルの底上げにより、町民同士の情報共有やつながりを強化するため、スマートフォンなどの ICT 機器の活用に関する講座を実施します。

3. 指導者不足解消に向けた人材の発掘

- ① 趣味や教養、健康づくりやスポーツに関するリーダーの登録制度として「生涯学習指導者バンク」の整備を進めます。
- ② 指導者バンクへの登録を促し、人材育成のためのリーダー養成学習を実施します。
- ③ ネイパル足寄や九州大学北海道演習林、十勝東部森林管理署などの関係機関にも呼びかけ、さまざまな指導要請に応えられる体制づくりを進めます。



第4節 芸術文化活動の推進

現状と課題



文化芸術の振興は、人々に楽しさや感動を与え、人生に生きがいをもたらし、心を豊かにしてくれるものです。

本町においては、文化芸術に親しんでもらう機会として「青少年芸術鑑賞会」や「ロビーコンサート」を開催しています。また、「町民芸術祭」「吹奏楽フェスティバル」など、個人・団体が練習の成果を発表する機会を設けています。

今後は、町民の自主的な文化芸術活動をさらに支援していくとともに、気軽に芸術鑑賞ができる事業を実施するなどして、町民がさまざまな文化活動にふれる機会を作っていくことが重要です。

しかしながら、人口減少などにより町内の文化芸術活動は停滞・縮小の傾向にあり、各団体などにおいても中核となり活動を進めていく人材、技術を継承する後継者が不足しております。文化芸術活動を次代につなげていくためにも、幼少の頃からさまざまな文化活動にふれる機会を作り、活動を支えていく人材の発掘・育成が大きな課題といえます。

具体的方針

1. 文化活動を担う団体の活性化

- ① 町の文化活動の中核を担う町文化協会の活動を支援し、活動の活性化と協会への加入促進を図っていきます。
- ② 町民の新たな文化芸術活動を支援します。

2. 優れた鑑賞機会と体験活動の場の充実

- ① 町民が優れた文化芸術にふれる鑑賞機会を創出します。
- ② 町民が日ごろ学んだ成果を発表する機会の設定に努めます。
- ③ 関係機関と協力し、町民が文化芸術活動に参加できる機会を充実させます。
- ④ 町内の文化活動関係者が集い開催する「町民芸術祭」の活性化に向け、関係機関と十分連携を取り内容の充実を図っていきます。

3. 積極的な活動情報などの提供

- ① 教育委員会ホームページや広報紙、情報紙などで文化団体などの活動紹介を積極的に行います。
- ② SNS を使った活動紹介を検討します。

4. 活動の拠点となる施設整備の充実

- ① 多くの活動の拠点となっている町民センターや生涯学習館の施設整備の改善を図り、時代に合った設備の導入を進めます。
- ② 2018 年度に導入したカラオケマシンを、各団体に使用してもらうだけでなく芸能発表事業などにおいても活用します。



第5節 生涯スポーツの充実と健康づくりの奨励

現状と課題



スポーツは、健康の維持・増進、体力の向上のみならず、仲間づくりや地域コミュニティづくりなど多様な効果をもたらし、明るく豊かで生きがいのある人生をおくるために大きな役割を果たします。

本町では、町民皆スポーツを目指し「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の整備・充実を進めるとともに、健康や体力の維持・増進に関する知識の普及を、総合体育館や役場福祉課が中心となり関係機関と連携しながら行ってきました。

しかし、子育て世代や働き世代は忙しく気軽にスポーツ活動や健康づくり活動に取り組むことが難しく、運動不足や体力の低下が指摘されています。

誰もが生涯にわたって健康で元気に暮らせる町の実現のために幼児期や高齢期までライフステージ^{※30}に応じた健康づくりとスポーツ活動の推進と環境の充実を進め、スポーツ活動を通じて町民全体の交流を深めていく必要があります。

そうしたなか、年代や様々な町民ニーズを踏まえて、競技スポーツと生涯スポーツの普及や施設の改修・整備など、各種のスポーツ振興施策を実施していく必要があります。同時に、スポーツ指導者や後継者不足により活動が停滞している競技団体もあることから、関係機関と連携した適切な対応も求められています。

具体的方針

1. スポーツ活動団体の活性化

- ① 本町のスポーツ活動推進の中核である町体育協会やスポーツ少年団本部の育成と支援を積極的に推進します。
- ② 少年団・中学校・高校のスポーツ活動指導者と町体育協会による情報交換会を開催し、町全体で連携した取組を進めます。
- ③ 総合型地域スポーツクラブの活性化に向けた支援を継続します。

2. スポーツと健康づくりに関する情報の発信

- ① 教育委員会ホームページや SNS、情報紙などを利用した積極的な情報提供に努めます。

- ② 町役場福祉課と連携した健康づくり情報を提供します。
- ③ 体育施設の利用状況を含めた施設情報の提供を検討します。

3. スポーツ活動に取り組む機会の充実

- ① 町民ニーズに応じた誰もが参加しやすい各種スポーツ教室を開催します。
- ② ライフステージに応じた魅力あるスポーツプログラムを提供し、健康で生きがいのある生涯スポーツを推進します。
- ③ 各競技のトップ選手の技術を肌で知る機会を設定します。
- ④ 町民の自主的なスポーツ活動を出前スポーツ教室などで支援します。
- ⑤ より多くの町民が参加できる「ふれあいスポーツ大会」開催に向け、内容などの検討を進めていきます。
- ⑥ 北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定で築いた協力関係を継続し、さまざまなスポーツ活動の活性化につながる事業実施に努めます。

4. 関係機関との連携による健康づくりの推進

- ① 町役場福祉課と連携し、健康教育や運動習慣に関する学習を推進します。
- ② 温水プールなどを利用した健康づくりプログラムの開発を目指します。
- ③ 各体育施設で効果的にプログラムが提供できるよう、各団体・組織間の連携を強化します。

5. 体育施設の充実と有効活用

- ① 老朽化が進んでいる体育施設を利用実態に応じた改修・整備を計画的に実施します。
- ② 里見が丘公園の再整備計画に基づく体育施設の再整備を進めます。
- ③ 利用が少ない体育施設の有効活用に向け、関係機関と検討会議を行い適切な管理運営に努めます。
- ④ 各体育施設や学校体育施設の適切な維持管理と効果的な活用を進めます。



第6節 楽しさつながる学習・交流活動の推進

現状と課題



少子高齢社会を迎え、ライフスタイルが大きく変化する中、地域の人間関係の希薄化や価値観の多様化などにより、既存組織の活動が停滞しています。そのため、仲間づくりや町民のつながりを深められるような学習機会の創出がこれまで以上に求められています。各階層などにおける現状と課題を踏まえ、課題解決に向けた学習機会を提供し、そこで学んだ成果をさまざまな場面で発揮してもらうことが地域の教育力を高めることにつながるため、その仕組みづくりも求められます。

さらに、本町では少子化や核家族化などの課題に対応し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりのため、関係機関との連携によりさまざまな子育て支援策を実施してきました。今後も住民ニーズに柔軟に対応した子育て支援を推進し、子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。

具体的方針

1. 青年活動の推進

- ① 社会教育関係団体である、町青年協議会、町青年団体連絡協議会、日本足並み会の育成・支援を通して、これからのまちづくりを担う人材を育成するとともに、各団体の交流の場を設定し、仲間づくりを進めます。
- ② 町内の勤労青年対象の学習機会の場を設け、仲間づくりを通して地域活動への参加を促進します。
- ③ 広い視野をもった青年の育成と地域活動への意識高揚のきっかけづくりとして、勤労青年国内研修を実施し、道外に派遣します。

2. 子育てに関する支援の充実

- ① 子育て支援・学習と交流の会「すくすく」^{※31}を継続的に開設します。
- ② 子育て支援情報紙「えんぜる」をはじめとする子育て支援情報の提供に努めます。

- ③ 子育て中の親が、不安や疑問を気軽に相談できる体制づくりを進めます。
- ④ 図書館と協力してブックスタート事業^{※32}や読み聞かせを実施します。
- ⑤ 子どもセンターを中核施設として、家庭・学校・行政・地域との情報共有と連携を図る体制を強化します。

3. 女性活動の推進

- ① 町の女性活動の中核を担う町女性団体連絡協議会の育成・支援を図ります。
- ② 各団体の女性部や関係機関などと連携しながら「足寄町女性のつどい」を中心とした学習機会の提供を図ります。

4. 高齢者の学習活動支援

- ① 多様化する学習要望に対応しながら「ふるさと足寄 100 年塾・生きがいスクール」^{※33}と「学遊会」の充実に努め、高齢者の学習意欲に応えます。
- ② 高齢者が学んできた知識・技能・経験などを積極的に地域社会で生かすことのできる場の提供に努めます。
- ③ 高齢者のボランティア活動を奨励し、生きがいにつながる学習機会の充実に努めます。



5. 国際理解教育の推進

- ① 国際交流員とのふれあいを通して、幼児期からの国際理解教育をさらに推進します。
- ② 国際交流を深めるために、姉妹都市のカナダ・ウェタスキウィン市^{※34}から国際交流員を今後も招聘します。
- ③ ウェタスキウィン市との交流を推進し、相互交流による両市町の絆が深まるような事業の展開と情報交換をさらに活性化させます。
- ④ 国際的な視野に立った人材育成のために、足寄高校生のウェタスキウィン市派遣事業^{※35}を計画的に実施していきます。
- ⑤ 高校生以上対象の英会話教室をはじめとした国際理解事業を実施します。

6. 世代間交流と地域間交流の促進

- ① 各関係機関と連携を図り、高齢者や地域の人たちと子どもたちがふれあえる世代間交流の機会充実を図ります。
- ② 地域における同世代間の仲間意識高揚につながる交流機会を充実させ、仲間づくりやまちづくりにつながる活動を積極的に支援します。
- ③ 町内外のさまざまな交流活動を奨励するとともに、交流活動に必要な情報提供に努めます。



第7節 郷土愛を育む学習活動の推進

現状と課題



足寄町には素晴らしい自然と貴重な文化財が多く残されており、それらを受け継ぎ、守り、後世に引き継いでいくことは私たちの使命といえます。

そのためには足寄町の文化や歴史、自然、産業などを知ることが必要であり、「あしょろの自然・文化を愛して次代につなげよう」を合言葉に、学校・家庭・地域を挙げて郷土を知り、郷土の素晴らしさを感じられる体験活動や学習・交流活動を通じて地域を愛し誇りに思う心を育てていかなければなりません。

また、本町にある貴重な文化財などを後世に引き継いでいく活動も大切です。2022年度には本町で発見された束柱類^{※36}の「アショロア」^{※37}と「べへモトプス」^{※38}の化石が、北海道指定文化財（天然記念物）に指定されました。本町には、これらの束柱類をはじめ世界的に貴重な資料を収集・保管している動物化石博物館があります。今後も博物館を中心に文化財の保存活動を継続するとともに、化石などにふれ、学び、楽しみながら地域の歴史を知る学習活動の拠点として、施設の整備を進めなければなりません。

具体的方針

1. 郷土を知る学習活動と施設の有効活用

- ①動物化石博物館のさらなる有効活用を図っていくとともに、郷土を知る学習活動拠点施設としての整備を進めます。
- ②学校と動物化石博物館の連携を強化し、教育活動での同館の積極的な活用方法を検討していきます。
- ③中足寄の郷土資料館の整備・充実を図ります。
- ④豊かな自然環境や町の歴史にふれながら、ふるさと足寄を知ることができる学習機会を関係機関と連携しながら提供していきます。



2. 魅力ある情報の発信

- ① 動物化石博物館と連携し、町内にある貴重な動物化石や文化財などの積極的な情報発信に努めます。
- ② 郷土の歴史や自然について、町民にわかりやすく情報提供できる資料づくりを進めます。
- ③ 関係機関と協力し、足寄の名所や文化財などを現地で学ぶ体験会などを開催します。

3. 文化財などの保護と活用

- ① 北海道文化財に指定された足寄動物群束柱類化石※³⁹などの保全・振興のため、発掘場所の整備を検討します。
- ② デスモスチルス類やクジラ類の世界的に貴重な動物化石などについて、関係機関と連携しながら、保存や展示方法の検討を進め充実を図ります。
- ③ 湯の滝※⁴⁰、シオワッカ※⁴¹などの貴重な自然遺産やオンネトー、雌阿寒岳、阿寒富士などの豊かな自然を後世まで保存・継承していく仕組みづくりを検討します。



第3章 生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくり

第1節 みんなが集える魅力ある図書館の実現

現状と課題



「足寄町図書館ルイカ」は、地域の読書活動のみならず、学習活動の拠点として大きな期待が寄せられ、2018年11月18日に開館しました。開館以降も多くの町民が気軽に立ち寄り、心地よい時間を過ごせる空間づくりを目指し、魅力ある配架や蔵書の充実を図りながら、町民から愛され、利用される図書館づくりを進め、読書活動の普及に努めています。

図書館は、地域の「読書活動支援」「情報拠点」「生涯学習支援」「文化継承」の役割があります。図書館司書^{※42}を中心に、図書館サービスの充実を図っているところですが、「読書活動支援」以外の役割が知られていないことが課題となっています。そのためには、幅広く多様な資料・情報を収集・保存・提供し、あわせて多彩な情報発信を行うことにより、町民の学びや課題解決を支援していく必要があります。

また、みんなで育てる身近な図書館を目指し、地域・家庭・学校との連携を深め、社会全体で取り組む必要があります。

引き続き、町民のふれあいと憩いの場として、図書館の役割を担う施設となるように努めていくことが必要です。

具体的方針

1. 図書資料の充実

- ① 蔵書の配分比率を踏まえた図書資料の計画的な整備と充実に努め、町民の学び、課題解決に役立つ蔵書構築を目指します。
- ② 北海道・十勝地方を中心とした地域を知ることができる資料（郷土資料）の収集に努め、地域文化の継承・発展を支援します。
- ③ 多様なニーズに合わせた読書活動の推進を図るための図書資料の充実に努めます。
- ④ デジタル社会に対応した読書環境の整備、デジタルアーカイブの構築を目指します。

2. 図書館機能を生かしたサービスの向上

- ① 図書館の役割や活用方法を知るための見学会や情報発信を検討します。
- ② 利用者の利便性向上のため、新たな本の貸出・返却の方法を検討します。
- ③ サークルや団体との連携を深め、情報発信スペースとしての活用に応えます。
- ④ 図書館の資料やデータベースなどによる情報提供により、利用者が自ら課題を解決する課題解決支援サービスの充実を図ります。

3. 誰もが気軽につどえる場としての整備

- ① 読書に親しむスペースとコミュニティスペースの差別化を図り、居心地の良い空間づくりを目指します。
- ② 興味喚起につながる、定期的なテーマ展示の実施に努めます。
- ③ 読書に関する情報の収集と提供（ブックリストなど）に努めます。
- ④ わかりやすい施設案内や室内サインなどの改善について検討します。
- ⑤ 児童の放課後立ち寄り施設としての受け入れを検討します。

4. 魅力ある図書館事業の実施

- ① 絵本作家を招いた事業を実施します。
- ② 「読書週間」（春・秋）に合わせた事業を実施します。
- ③ 図書館の利用促進に繋がるような幅広い年齢層を対象とした独自のイベントを実施します。
- ④ 関係機関と連携し、おはなし会を定期的に行います。
- ⑤ 町内の機関や企業、医療機関との連携事業を検討します。



5. 学習拠点としての整備・充実

- ① 児童生徒が自主的に学習に取り組める場と環境づくりに努めます。
- ② 町民の調べ学習に対応できる各種資料の計画的な整備に努めます。
- ③ 町民のさまざまな学習要求に応えられるよう活動環境の整備に努めます。
- ④ 高齢者（アクティブシニア）の自己実現を支援するための援助サービスに努めます。



6. 情報発信基地としての役割

- ① ホームページや広報あしよろなどで最新の図書館情報を積極的に提供します。
- ② 図書館だよりを発行し、図書館の活動を町民へ広くお知らせします。
- ③ 関係機関と連携し、資料展示などにより各種学習情報をお知らせします。
- ④ SNS などによる情報発信について検討します。



第2節 本との出会いを広げる読書活動の推進

現状と課題



「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」と示されています。

子どもが本と出合うことは、今まで出会わなかった新しい世界にめぐり合うことであり、生きる力を育み、人格を形成していく上で大切な活動といえます。

そのため、乳幼児期から多くの本にふれる機会を増やすことが大切であり、読書環境を整備するとともに、子どもの生活の中で本とのふれ合いが位置付けられるよう、家庭・学校・地域が連携した取組が求められています。

近年のインターネット環境や情報通信機器の急速な進展などにより、そこに費やす時間が増え、子どもの生活環境や読書環境にも影響を与えている可能性が指摘されており、デジタル社会に対応した読書環境の整備が課題となっています。

図書館が読書活動の中心的な機関としての役割を担い、学校図書館や関係機関との連携を深め、地域や家庭への読書活動の推進を社会全体で取組むことが必要です。

具体的方針

1. 図書館と学校図書館の連携強化

- ① 図書館司書が定期的に学校を訪問し、利用しやすく魅力ある学校図書館づくりや各学校の要望に応じた図書環境の向上に努めます。
- ② 図書館から各学校へ「配本事業」^{※43}や移動図書などを実施し、本との出会いを広げる読書活動に努めます。
- ③ 町内ボランティアなどと連携し、学校での読み聞かせ活動の充実を図ります。
- ④ 町内の全小中学校において、統一した学校図書館管理システムによる運用を行い、本の貸出・返却や蔵書管理などによる利用傾向の把握と効率的な学校図書館活用を目指します。
- ⑤ 各学校と連携し、図書館見学やインターンシップなどの積極的な受け入れや読書活動に関する情報発信に努めます。
- ⑥ 町内の全小中学生を対象とした「読書感想文コンクール」を継続開催し、同コンクールへの参加奨励を図ります。

2. 家庭・地域と連携した読書活動の習慣化

- ① 本とふれ合う機会創出のため、乳児と親を対象とした「ブックスタート事業」や「赤ちゃんタイム」^{※44}、「おはなし会」を継続します。
- ② 児童館分館の利用促進のため、児童館職員と協力し、子どもや地域の住民に親しまれる魅力ある「書架」^{※45}づくりに努めます。
- ③ 子どもセンターと連携し、子どもたちが本に親しめる環境を整えます。
- ④ 家庭における読書の大切さを理解し関心を高めるため、発達段階に応じた読書に関する情報発信を行うとともに、興味や関心を引き出すような働きかけを行います。
- ⑤ 多様なメディアから離れ、親子で本を楽しむ「家読活動」^{※46}の推奨・推進に努めます。



3. 子どもの読書活動の普及・啓発

- ① 読み聞かせおすすめ本リストの作成をします。
- ② 子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の講座で、子どもの読書活動の普及・啓発を図ります。
- ③ 中高生の関心に沿った情報の発信に努めます。
- ④ 読書に興味のない子どもが親しみやすい講座、体験活動などと連動した取組の充実に努め、不読層の改善を目指します。
- ⑤ 保護者向け読み聞かせ講座を開催します。

第3節 町民の読書環境の整備

現状と課題



地域の読書活動、生涯学習の支援、文化継承、情報拠点としての図書館は、多くの町民が集い、憩い、学べる場でなくてはなりません。

これまでなかなか図書館に足を運ぶ機会のなかった町民の方々も、気軽に立ち寄っていただける施設としていくための取組を進めていく必要があります。

多くの町民が図書館を利用し、本にふれる機会が増え、読書活動が活性化されるためには、図書館を支えていただける個人や団体の育成、組織の構築が求められています。

また、ハード面だけではなく、各種事業の展開などソフト面での充実も欠かすことができません。

図書館が中心となり地域や他機関との連携を深め、まちづくりの中核や地域のコミュニティの場となり、町民の読書環境の整備を進めていくことが必要です。

具体的方針

1. 町民の読書活動の普及・啓発

- ① 読書活動や図書に関する各種相談に速やかに対応できる体制を整えます。
- ② 図書館だより・広報あしよろ・ホームページなどを活用した、定期的な情報発信を行い読書活動の啓発に努めます。
- ③ 読み聞かせボランティアや子育てサークルなどと連携し、読書の活動の普及・啓発に努めます。
- ④ インターネットやSNSが及ぼす影響についての情報発信に努めます。

2. 図書館を支える人材の育成と組織化

- ① 町内の読み聞かせボランティア活動の支援や育成に努めます。
- ② 図書館をさまざまな分野で側面支援してもらえる「図書館サポーター」の育成を図り、図書館活動を支える仕組みづくりを進めます。
- ③ 図書館への関心を深めるための講座や体験活動を実施し、「読書リーダー」の育成を図ります。
- ④ 図書館サービス向上のため、「足寄町図書館協議会」を開催します。

3. 関係機関との連携強化とネットワーク化

- ① 町内の教育関係機関との連携を強化し、足寄町全体で読書環境の整備を進める体制づくりを行います。
- ② 管内・外の図書館間との本の「相互貸借制度」^{※47}を積極的に活用します。
- ③ 道立図書館や管内図書館協議会との連携を強化し、情報共有に努め、図書館運営に生かします。
- ④ 町の情報を町民に伝えるために、行政や町内の民間企業、各種団体と連携し、足寄町を知るための情報収集を行い、情報提供に努めます。

4. 多様なニーズに応じたサービスの充実

- ① それぞれの世代（乳幼児・未就学児・小中学生・高校・一般）に応じた図書館サービスについて検討し、整備・充実に努めます。
- ② 多様な状況の子どもたちや高齢者、障がいのある方から意見を聴く機会を確保し、利用しやすい環境づくりについて検討します。
- ③ 図書館から離れた場所に住んでいる方や様々な事情により図書館を利用しにくい方々に向けたサービス（図書貸出など）について検討します。
- ④ 図書館内での飲食スペースや利用について検討します。



用語解説

第 1 章

※ 1 人工知能 (AI)

Artificial Intelligence の略称。コンピュータがデータを分析し、推論や判断、最適化提案、課題提起や解決、学習などを行う、人間の知的能力を模倣する技術のこと。

※ 2 ビッグデータ

インターネット上にある動画・画像データなど、人間では全体を把握することが困難な巨大なデータ群のこと。

※ 3 Internet of Things (IoT)

これまでインターネットに接続されていなかった様々なモノ（住宅・建物・車・家電製品など）が、ネットワークを通じて相互に情報交換する仕組みのこと。

※ 4 ロボティクス

ロボットの設計や制作、制御を行う「ロボット工学」のこと。

※ 5 Society5.0 (ソサエティ 5.0)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会で、未来社会の姿として提唱されたもの。

※ 6 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

保護者や地域が学校のさまざまな課題に参画し、それぞれの立場で主体的に子ども達の成長を支えていくための仕組み。学校運営協議会制度を導入した学校のこと。

※ 7 学校コーディネーター

地域で青少年の育成活動の経験がある方の中から、町教育委員会が委嘱して、各小中学校に1名ずつ配置する非常勤公務員のこと。学校と地域と家庭が連携して、児童・生徒の学習活動を支援できるようにコーディネートすることを目的とする。

※ 8 学校支援ボランティア

学校の要望に応じて地域の方がボランティアとなって学校を支援する仕組みのこと。生活や学習の支援、環境整備、登下校時の見守りなどを行う。

※ 9 足寄町立学校における働き方改革 アクションプラン（第2期）

町立学校における働き方改革を推進するため、その方向性を示したもの。第1期（2018～2020年度）の成果と課題を踏まえ、2021年7月に第2期（2021～2023年度）プランを策定。

※ 10 足寄町学校施設長寿命化計画

学校施設の老朽化による建物自体の寿命や設備の不具合に対し、維持保全や整備の方向性を示したもの。計画期間は2019年度から2028年度までの10年間。

※ 11 国際交流員（CIR）

Coordinator for International Relations の略称。地方公共団体の国際交流担当部局などに配属され、国際交流活動に従事する者。職務内容から、応募者には高い日本語能力が求められる。

※ 12 スクールカウンセラー

学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を派遣すること。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故などの緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う。

※ 13 公設民営塾「足寄町学習塾」

町が2015年に開設した学習塾のこと。公設民営とは、地方公共団体が設立し、その管理・運営を民間企業などに委託すること。

用語解説

※14 おやじの会

小中学生の父親を中心とした PTA 活動、またはそれに準じた活動のための地域組織のこと。

※15 小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教員の話の聞けなかったり、教室を歩き周ったりして学校生活になじめない状態が続くこと。

※16 中1ギャップ

中学校入学後に、学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校やいじめが増加するといわれる現象のこと。

※17 高1クライシス

高校進学後、学習や生活面での大きな環境変化に適応できず、不登校に陥ったり、退学したりすることが多いといわれる現象のこと。

※18 標準学力検査

児童生徒の学力の状況を把握するとともに、調査結果を踏まえた指導の改善に生かすことを目的とした、町独自で実施する市販の学力テスト。

※19 ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネットのような通信技術を活用し、情報伝達・コミュニケーションを行う技術、方法を指す。

※20 特別の教科 道徳

2015 年に小中学校の学習指導要領などが一部改正されたことにより、これまでの「道徳の時間」から検定教科書を用いた「道徳科」として授業を実施すること。

※21 いじめに関するアンケート調査

いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取り組みを進めるために、全児童生徒を対象に年 2 回実施しているアンケート調査。

※22 楽しい学校生活を送るためのアンケート（Q-U）

学校生活への意欲や学級の満足度を把握し、より良い学級経営を進めるために、町独自で実施する市販のアンケート。

※23 足寄町いじめ防止基本方針

2013 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」を受けて、本町におけるいじめの防止等の考え方や対策の基本的な方向性を示したものの。2014 年 10 月に策定し、これまでに 4 回改訂している。

※24 学校いじめ防止基本方針

本町のいじめ防止基本方針を受けて、各学校で作成しているいじめ防止の方針。学校におけるいじめ対策のための組織や取り組みなどが示されている。

※25 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小中学生の体力の状況を把握・分析するために文部科学省が実施する調査のこと。全国の小学校 5 年生と中学校 2 年生が対象で、握力・上体起こしなど 8 種目の実技調査、運動習慣・生活習慣・食習慣などに関する質問紙調査が行われる。

第 2 章

※26 SNS

Social Networking Service の略称。インターネット上でコミュニティを形成し、人と人とのつながりを構築する会員登録制サービスのこと。

※27 あしよろ安全マップ

主に市街地の交通安全上の危険箇所や不審者情報、子ども 110 番の家などが記載されている。教育委員会が作成し町内の各学校に配布している。

用語解説

※28 マイブラン講座

教育委員会による団体活動支援事業。明確な目的をもつ団体の学習活動に対し、講師の派遣や謝礼等の支援を行う。スポーツ分野では同様の事業として「出前教室」がある。

※29 ジュニアリーダー

子ども会活動の支援や地域づくりに参画する年少ボランティアのこと。

※30 ライフステージ

ひとの生涯にわたる発達を年齢（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や生活状況等（就学、就職、結婚、出産、子育て、定年など）の特徴により、それぞれの時期でとらえる考え方。各年代はそれぞれ独立しているわけではなく、明確な区分点の定義はない。

※31 子育て支援・学習と交流の会「すくすく」

未就学児をもつ親を対象とし、学習と交流を通して子育てに関する悩みや不安の解消を目的に教育委員会が月1回開催している。

※32 ブックスタート事業

乳幼児と保護者に絵本や子育てに関する情報が入ったスタートバックを配布し、絵本を介して親子がふれあうきっかけをつくる活動。

※33 ふるさと足寄100年塾・生きがいスクール

町内在住の60歳以上の方で、自ら学び、生きがいをもって暮らすことを目的に、教育委員会が1989年に「生きがいスクール」を開設。「生きがいスクール」修了者が、さらに学びを深める場として「学遊校」を1991年に開設。学遊校の運営は塾生で組織する「学遊会」が自主的に行っている。

※34 カナダ・ウェタスキウィン市

カナダ・アルバータ州にある人口約12,000人の都市。本町とは、1989年に姉妹都市提携を結び、各種交流事業を行っている。

※35 ウェタスキウィン市派遣事業

足寄高校生のうち希望者を足寄町の姉妹都市であるウェタスキウィン市に派遣している事業。

※36 東柱類

およそ3,000万年前から1,000万年前に日本や北アメリカ大陸西海岸に生息していたとされる、絶滅した哺乳類の一種。足寄町では別途解説している「アショロア」「ベヘモトプス」の化石が発掘されている

※37 アショロア

正式名称アショロア ラティコスタ。およそ2,800万年前に生息していたとされる東柱類の一種。1976年に足寄町で世界初の化石が発掘されたことから、アショロアと命名された。

※38 ベヘモトプス

およそ2,500万年前に生息していたとされる東柱類の一種。1980年に足寄町で発掘された化石は新種と認められ「ベヘモトプス カツイエイ」と名付けられた。

※39 足寄動物群東柱類化石

町内の茂螺湾地区から出土した東柱類化石群の総称。今から2800万年～2500万年前に生息していたとされる東柱（デスモスチルス）類の化石が発見され、その化石資料は足寄動物化石博物館に展示している。2022年に北海道の天然記念物に指定されている。

※40 湯の滝

オンネトーの南方にある温泉水が流れる滝。その温泉水にはマンガンイオンが含まれており、微生物の作用でマンガン鉱床がつくられている。地上のマンガン酸化物生成地としては世界最大規模。2000年に国の天然記念物に指定されている。

※41 シオワッカ

アイヌ語の「シモチク・ワッカ（飲料に適さない毒水）」が語源の、地下から湧き出る鉱泉の石灰が堆積して形成されたドーム状の岩。足寄石灰華半ドームと呼ばれ、足寄町文化財に指定されている。

用語解説

第3章

※42 図書館司書

図書館での資料の収集、分類整理や、図書の貸し出し、読書の案内などを行う専門的職員のこと。

※43 配本事業

図書館から学校や施設に一定期間本を貸出し、期間中は学校や施設で自由に利用できる事業のこと。

※44 赤ちゃんタイム

読み聞かせの声やお子様の声が館内に響いてしまっても一般のみなさまにご理解いただけるよう、図書館で設定した時間のこと。

※45 書架

主として図書を収納、配列するための家具。いわゆる「本棚」のこと。

※46 家読活動

家庭での読書を通して読書の習慣をつけるとともに、家族間のコミュニケーションを図ることを目的とした活動のこと。

※47 相互貸借制度

図書館利用者の求めに応じてその資料を所蔵する他館に申し込み、所蔵館は無料ないし少ない手数料でそれを貸し出しかう制度のこと。



資料編

教育振興基本計画策定員会組織図

教育振興基本計画策定委員会名簿

教育振興基本計画策定経過

教育振興基本計画策定諮問文・答申

教育振興基本計画策定委員会風景

教育振興基本計画策定委員会規則・要綱

教育に関する町民の意識調査

教育振興基本計画策定委員会組織図



事務局組織	
事務局長	丸山 一人
事務局次長	原田 慎一
事務局主幹	飯沼 聖広
〃	赤間 教儀
事務局主査	遠藤 浩一
社教主事	加藤つばさ
事務局員	他職員

教育振興基本計画策定委員会名簿

※敬称略

【委 員】

(任期：2022年7月31日～2023年3月31日)

区 分	所属団体等	役 職	氏 名	部 会	備 考
社会教育関係者	社会教育委員の会議	委員長	小松 洋一	生涯学習・社会教育部会	策定委員長
		副委員長	阿部 嘉宏	生涯学習・社会教育部会	策定副委員長
		委 員	松崎 晴美	生涯学習・社会教育部会	
		委 員	先崎 紀子	読書活動推進部会	
		委 員	宇野 浩	生涯学習・社会教育部会	
		委 員	佐々木 寿雄	生涯学習・社会教育部会	
		委 員	餌取 靖徳	生涯学習・社会教育部会	
		委 員	齋藤 愛子	生涯学習・社会教育部会	
		委 員	角野 友香	読書活動推進部会	
		委 員	大宮 秀夫	学校教育部会	
		委 員	中村 俊緒	学校教育部会	
		委 員	渋谷 圭	学校教育部会	
	スポーツ推進委員会	委員長	松本 憲治	生涯学習・社会教育部会	
	文化財専門委員会	委員長	澤村 寛	生涯学習・社会教育部会	
	町PTA連合会	会 長	畑 健太郎	学校教育部会	
学校教育関係	大誉地小学校	校 長	斉藤 貴史	学校教育部会	
	芽登小学校	校 長	上野 精嗣	学校教育部会	
	螺湾小学校	校 長	竹島 浩	学校教育部会	
図書館協議会		委員長	佐竹 桃代	読書活動推進部会	
		副委員長	五十嵐 健二	読書活動推進部会	
		委員	及川 美鈴	読書活動推進部会	
		委員	程野 純貴	読書活動推進部会	
		委員	安藤 智子	読書活動推進部会	

【事務局員】

策定委員会事務局	氏 名	所 属	担当部会	備 考
事務局長	丸山 一人	教育次長	読書活動推進部会	
事務局次長	原田 慎一	生涯学習室長	生涯学習・社会教育部会	
事務局主幹	飯沼 聖広	教育総務室長	学校教育部会	
	赤間 教儀	給食センター所長	学校教育部会	
事務局主査	遠藤 浩一	生涯学習担当主査	生涯学習・社会教育部会	
社教主事	加藤 つばさ	生涯学習担当主任	生涯学習・社会教育部会	社教主事
事務局員	平間 貴浩	教育総務担当主査	学校教育部会	
	小針 拓哉	教育支援担当主査	学校教育部会	
	齊藤 克己	図書館担当主査	読書活動推進部会	
	澤山 雅史	スポーツ振興担当主査	生涯学習・社会教育部会	
	池田 剛基	生涯学習室主査	生涯学習・社会教育部会	
	村田 美佳	図書館担当主任	読書活動推進部会	図書館司書
	青木 敬二	生涯学習推進アドバイザー	生涯学習・社会教育部会	
	曾根 広至	生涯学習推進アドバイザー	学校教育部会	

教育振興基本計画策定経過

【策定委員会全体会議他（部会協議除く）】

開催日	会議等	内容
2022年3月11日（金）	定例教育委員会	・策定に向けたスケジュール等事前説明
2022年4月14日（木）	定例教育委員会	・計画の名称変更に伴い策定委員会規則の一部を改正
2022年5月20日（金）	定例教育委員会	・策定方針説明、諮問案承認
2022年5月26日（木）	社会教育委員の会議	・教育長から第6次足寄町教育振興基本計画の諮問を受ける ・策定委員会設置に係る報告 ・推進計画に係る方向性等報告
2022年7月14日（木）	定例教育委員会	・策定委員案の承認
2022年7月31日（日）	策定委員等の委嘱	・策定委員23人・事務局員14人
2022年8月23日（火）	第1回策定委員会全体会	・策定委員長、副委員長選出 ・部会構成と部会長選出 ・住民意識調査実施について ・策定に係わる諮問 ・策定に係る基本方針、日程説明 ほか
※各部会協議は別掲載		
2022年11月18日（金）	定例教育委員会	・第6次教育振興基本計画策定状況中間報告
2022年12月 9日（金）	第2回策定委員会全体会	・部会協議報告 ・第6次教育振興基本計画骨子決定 ・第6次教育振興基本計画基本理念審議 ・第6次教育振興基本計画重点目標案審議 ・第6次教育振興基本計画事業総括、評価 ほか
2023年 2月 2日（木）	第1回役員会	・答申書案審議 ・スケジュール説明
2023年 2月 9日（木）	第3回策定委員会全体会	・第6次教育振興基本計画答申案審議・決定 ・教育振興基本計画策定委員会から社会教育委員の会議へ具申
2023年 2月 9日（木）	社会教育委員の会議	・第6次教育振興基本計画答申案最終審議・決定 ・社会教育委員の会議委員長から教育長に答申
2023年 2月20日（月）	定例教育委員会	・第6次教育振興基本計画答申書審議、議決
2023年 3月 2日（木）	町議会文教厚生常任委員会	・第6次教育振興基本計画計画書説明
2023年 3月 日（ ）	町議会	・第6次教育振興基本計画計画書議決
2023年 3月31日（金）		・第6次教育振興基本計画計画書発行

【策定委員会部会協議】

学校教育部会

開催日	会議等	内容
8月23日（火）	第1回部会	部会長等決定・部会構成確認・部会協議事項確認
9月20日（火）	第2回部会	グループワーク テーマ①「確かな学力の形成と豊かな心の育成」 テーマ②「教育環境の整備」
10月26日（水）	第3回部会	グループワーク テーマ①「学校指導体制の整備について」 テーマ②「健康教育と食育の推進・安心安全な給食の提供」
12月 9日（金）	第4回部会	部会協議のまとめ案の審議

生涯学習・社会教育部会

開催日	会議等	内容
8月23日（火）	第1回部会	部会長等決定・部会構成確認・部会協議事項確認
9月28日（水）	第2回部会	グループワーク テーマ①「家庭教育と子育て支援」 テーマ②「社会教育施設の活用」 テーマ③「学習機会の提供について」
10月25日（火）	第3回部会	グループワーク テーマ①「地域コミュニティについて」 テーマ②「文化芸術活動の推進について」 テーマ③「健康づくりとスポーツ活動」
12月 9日（金）	第4回部会	部会協議のまとめ案の審議

読書活動推進部会

開催日	会議等	内容
8月23日（火）	第1回部会	部会長等決定・部会構成確認・部会協議事項確認
9月28日（水）	第2回部会	グループワーク テーマ①「図書館の活用について」 テーマ②「子どもの読書推進について」
10月28日（金）	第3回部会	グループワーク テーマ①「読書推進体制の整備と連携について」
12月 9日（金）	第4回部会	部会協議のまとめ案の審議

教育振興基本計画策定諮問文・答申

【諮問書】

令和4年5月26日

足寄町社会教育委員の会議
委員長 小 松 洋 一 様

足寄町教育委員会教育長 藤 代 和 昭

第6次足寄町教育振興基本計画の策定について（諮問）

標記につきまして、次のとおり諮問しますので、令和5年2月までに答申くださいますようお願い申し上げます。

（諮問の理由）

本町の教育振興については、平成30年度から5カ年にわたり「第5次生涯学習推進計画」に基づき、「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本理念に据え、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学ぶことのできる生涯学習社会の実現に向けた諸施策を「足寄町教育目標」や「足寄町第6次総合計画」との整合性を図りながら推進してまいりました。

本年度、その計画の最終年度を迎えましたが、この間本町でも、少子・高齢化の加速や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、暮らし方、働き方、学び方など社会のシステムが一変し、テレワークやオンライン授業が普及し、情報社会の進展が加速化しました。

このような社会の大転換期を乗り越え、すべての人が豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、生き生きと活躍していくためにも、教育の力が果たす役割はますます重要となっています。

また、学校教育においても、こうした社会の変化に対応するため新学習指導要領に基づき、外国語教育やプログラミング教育の充実が図られるなど、変化を前向きに受け止めた教育活動によって子どもたちの「生きる力」をどう育てていくのかが求められています。

未来ある足寄の子どもたちをどう育てていくのかは、本町の将来に関わる視座であり、皆さんの積極的な提言を期待いたします。

これらを踏まえ、うで足寄町教育委員会では、次期の計画を学校教育・生涯学習・社会教育・読書推進などを総合的かつ体系的に推進するための「第6次教育振興基本計画」（令和5年度から9年度）として策定することとしました。

策定にあたりましては「足寄町第6次総合計画」や関係法令等との整合性を図りながら、「第5次生涯学習推進計画」の総括を行い、現状と課題から導きだされた課題解決のために取り組むべき方策について検討いただくようお願い申し上げます。

【答申書】

令和5年2月9日

足寄町教育委員会
教育長 東海林 弘哉 様

足寄町社会教育委員の会議
委員長 小 松 洋 一

第6次足寄町教育振興基本計画の策定について（答申）

令和4年5月26日付けで諮問のありました「第6次足寄町教育振興基本計画」の策定につきましては、足寄町教育振興基本計画策定委員会を組織し、3つの担当部会を中心に慎重に審議された結果を「第6次足寄町教育振興基本計画案」として答申いたします。

本答申では、本町の教育振興に係る基本理念を『「学ぶ・育てる・ささえあう」笑顔あふれるまちづくり』とさせていただき、基本理念実現のための3つの柱となる重点目標を「生きる力を育む教育環境づくり」「町民の学びを支える生涯学習社会の実現」「生涯を通して学び、楽しめる読書環境づくり」としています。

基本理念のキーワードである「笑顔あふれるまち」の実現を目指し、具体的かつ計画的に関係機関と連携しながら、各種施策に積極的に取り組んでいただくとともに、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて必要に応じて見直しを行いながら、足寄町の教育がより一層充実していくことを期待します。

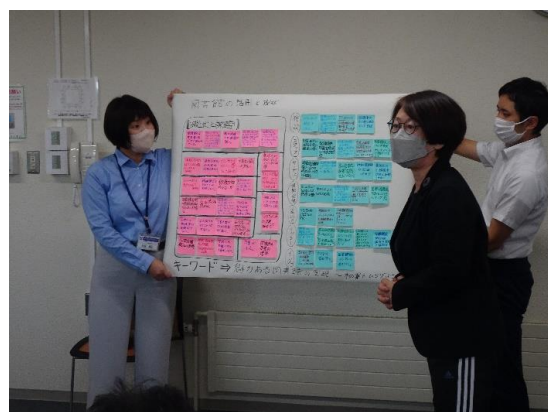
東海林教育長に答申書を手渡す小松社会教育委員長



策定委員会全体会



策定委員会各部会



足寄町教育振興基本計画策定委員会規則

平成9年3月21日
教育委員会規則第23号

（設 置）

- 第1条 この規則は、足寄町教育振興を総合的・体系的に推進していくための指針となる「足寄町教育振興基本計画」を策定するため足寄町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定 数）

- 第2条 委員の定数は40名以内とする。

（任 務）

- 第3条 委員は足寄町教育振興基本計画に関し、調査審議し、社会教育委員の会議に具申する。

（委員の選任）

- 第4条 委員の選任については、学校教育関係者、社会教育関係者などの生涯学習関係者、その他教育委員会が認めた者から教育委員が委嘱する。

（任 期）

- 第5条 委員の任期は1年とする。ただし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員の報酬）

- 第6条 委員の報酬支給については、足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和54年条例第2号）第9条の規定を適用する。

（委員長及び副委員長）

- 第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
3 委員長は委員会の会議の議長となり会務を統括する。
4 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

（会 議）

- 第8条 委員長は必要に応じて会議を招集する。
2 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

（部 会）

- 第9条 委員会に次の部会を置くことができる。
（1） 学校教育部会
（2） 生涯学習部会
（3） 社会教育部会
（4） 読書推進部会
（5） その他必要と認める部会
2 部会は部会委員のうちから部会長を選出する。
3 部会長は、部会の議長となり部会を掌理する。

（事務局）

- 第10条 委員会に事務局を置くことができる。

（その他）

- 第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月14日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

足寄町教育振興基本計画策定委員会に関する要綱

（目 的）

- 第1条 この要綱は、足寄町教育振興基本計画策定委員会設置規則（平成9年教育委員会規則第23号、以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

- 第2条 規則第4条の各号に規定する委員の構成は、次のとおりとする。

- （1） 社会教育委員
- （2） スポーツ推進委員
- （3） 各種関係団体
- （4） 学識経験者等

（部会の所掌事項）

- 第3条 規則第9条に規定する部会の所掌要綱は次のとおりとする。

- （1） 学校教育部会
小・中学校の充実、家庭・学校・地域の連携などに関すること。
- （2） 生涯学習部会
生涯学習推進体制の整備、地域の自主活動の促進、人材の育成と活用、生涯学習に関する意識啓発とPRなどに関すること。
- （3） 社会教育部会
幼児教育・家庭教育の充実、学習機会の創出や充実、学習の場の整備、学習情報システムの確立、学習相談体制の整備などに関すること。
- （4） 読書推進部会
読書活動の推進、読書環境の整備、魅力ある図書館づくりなどに関すること。
- （5） その他必要と認める部会

（事務局の体制）

- 第4条 規則第10条に規定する事務局は次のとおりとする。

- （1） 委員会の事務局は、教育委員会内に置くものとする。
- （2） 事務局員は、教育委員会関係職員並びに足寄町生涯学習推進本部幹事をもってこれに充てる。
- （3） 事務局の構成は、局長、次長、主幹、主査及び局員とする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

教育に関する町民の意識調査

足寄町の教育に関する町民の意識についての調査

1. 目的

足寄町教育振興基本計画を策定するにあたり、住民の行動や意識にどのような特性があるのか、住民ニーズを把握し計画に反映するため。

2. 調査項目

調査項目については、平成29年に実施した「第5次足寄町生涯学習推進計画：町民の生涯学習に関する意識調査」（以下前回調査）との比較のため前回調査を踏襲しつつ設問内容を一部削除、加入等の精査を図った。

調査項目の構成については次のとおり。

設問事項	(1) 町民意識について	(2) 町民の学習要望と現状
	(3) 学習情報について	(4) 子どもの教育環境について
	(5) 読書活動について	(6) フェイスシート

3. 調査方法

調査対象及び調査方法

足寄町に居住する20歳以上の男女を対象に、層化二段系統抽出法抽出法により調査。

層化二段系統抽出法とは、住民基本台帳から年齢層と男女比率が均等になるように無作為抽出を行い調査依頼したもの。

前回調査は有意抽出法(紹介法)を用いて調査。

調査期間 令和4年8月20日～9月9日

配付部数 500部

回収部数 200部（回収率40%）

4. 調査実施機関

調査機関 足寄町教育委員会

集計分析 足寄町教育振興基本計画策定委員会

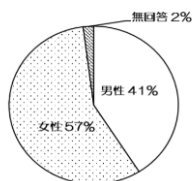
5. 調査結果について

今回の調査は第4次計画で用いた「層化二段系統抽出法」を採用しています。前回調査は「有意抽出法」を用いたため回収率は非常に高かったが、統計学的な信頼度は比較的低いものとなった。

よって今回は主に第4次計画でのアンケート結果と比較分析を行い、計画策定に活用する。

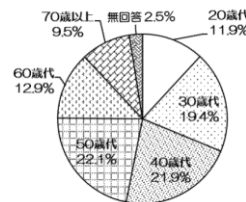
回収状況の概要

①性別



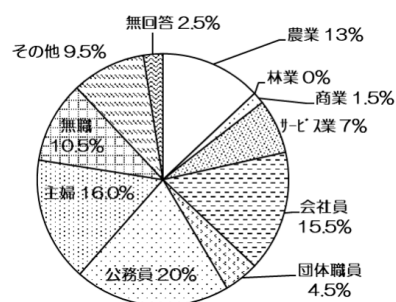
性別	回収数 (人)	割合 (%)
男性	82	41%
女性	114	57%
無回答	4	2%
合計	200	100%

②年代



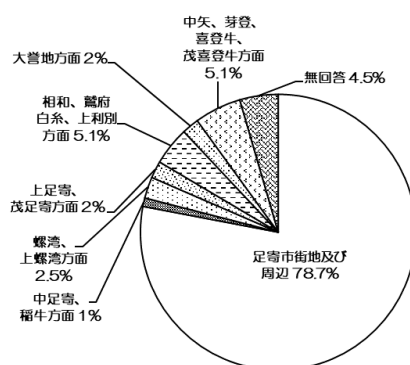
年齢	回収数 (人)	割合 (%)
20歳代	24	12%
30歳代	39	19.5%
40歳代	44	22%
50歳代	44	22.1%
60歳代	26	13.0%
70歳以上	18	9%
無回答	5	2.5%
合計	200	100%

③職業



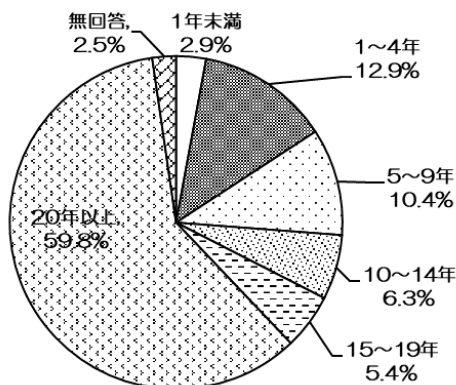
職業	回収数 (人)	割合 (%)
農業	26	13%
林業	0	0%
商業	3	1.5%
サービス業	14	7%
会社員	31	15.5%
団体職員	9	4.5%
公務員	40	20%
主婦	32	16.0%
無職	21	10.5%
その他	19	9.5%
無回答	5	2.5%
合計	200	100%

④居住地



居住地	回収数 (人)	割合 (%)
足寄市街地及び周辺	156	78%
中足寄、稲牛方面	2	1%
螺湾、上螺湾方面	5	2.5%
上足寄、茂足寄方面	4	2%
鷺府、白糸、上利別方面	9	4.5%
大誉地方面	4	2%
中矢、芽登、喜登牛、茂喜登牛方面	11	5.5%
無回答	9	4.5%
合計	200	100%

⑤居住年数

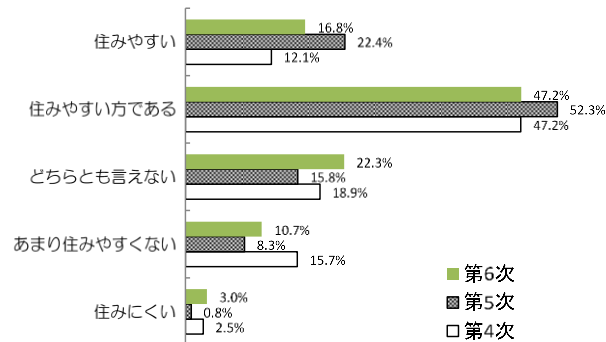


在住年数	回収数 (人)	割合 (%)
1年未満	10	5%
1～4年	24	12%
5～9年	20	10%
10～14年	19	9.5%
15～19年	10	5.0%
20年以上	111	55.5%
無回答	6	2.3%
合計	200	100%

設問集計結果

【町民意識について】

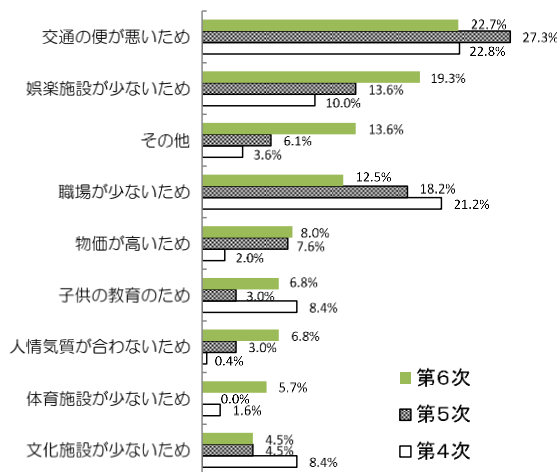
問 1 あなたは足寄町に住んでいてどのように感じますか？



【傾向】同様の調査方法（無作為抽出法）をとった第4次計画と比較すると「住みやすい」「住みやすい方である」が4.7ポイント上昇している。

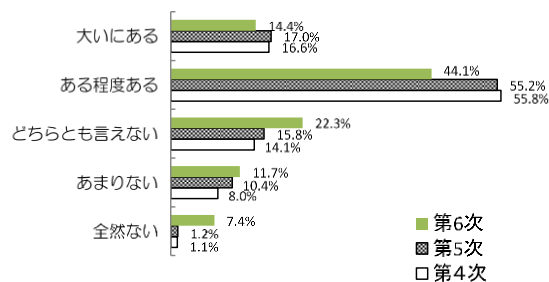
10年前に比べて住みやすいと感じている町民が若干増加していると思われる。

問2 「住みやすい」「住みにくい」と回答した理由は何ですか？



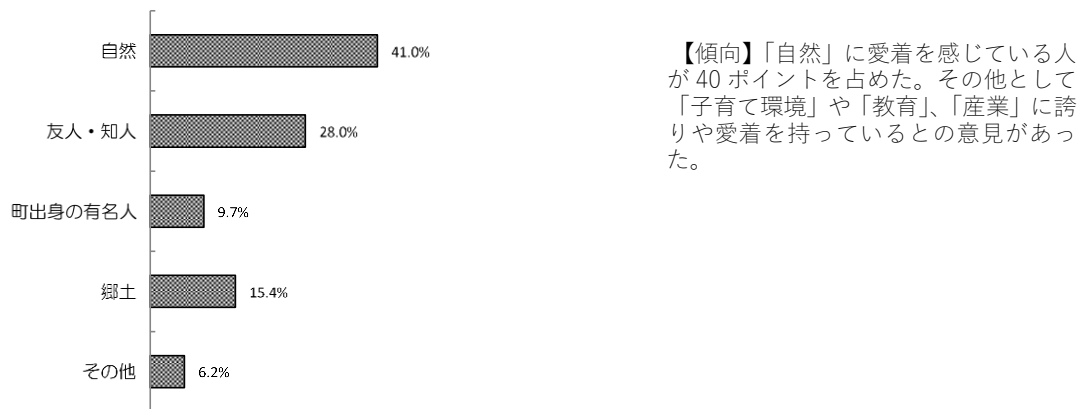
【傾向】「娯楽施設が少ない」からと回答した人が増えた一方、「職場が少ない」からと答えた人が減少した。町内で働く環境が多少整ってきている事がうかがえる。

問3 足寄町に、何か誇りや愛着を感じることがありますか？

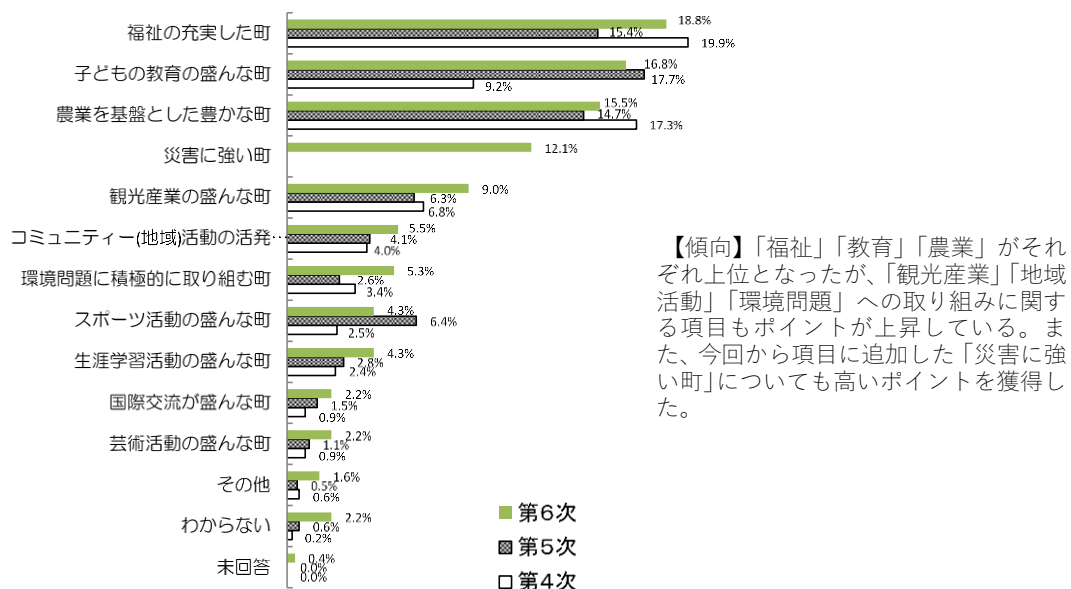


【傾向】「大いにある」「ある程度ある」の合計が第4次、第5次と比較して10ポイント以上減少し、「どちらとも言えない」が増加している。コロナ禍において町の魅力に触れたり感じたりする機会が減っている事が要因と考えられる。

問4 問3で「大いにある」「ある程度ある」と回答した理由は何ですか？

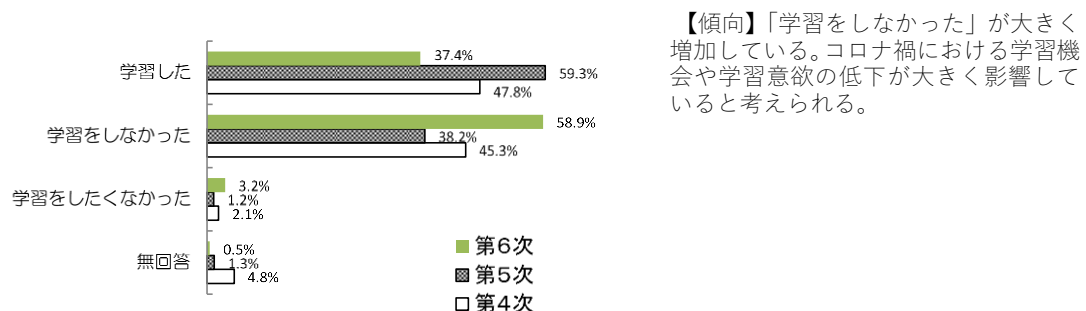


問5 あなたは、将来の足寄町をどのような町にしたいとお考えですか？

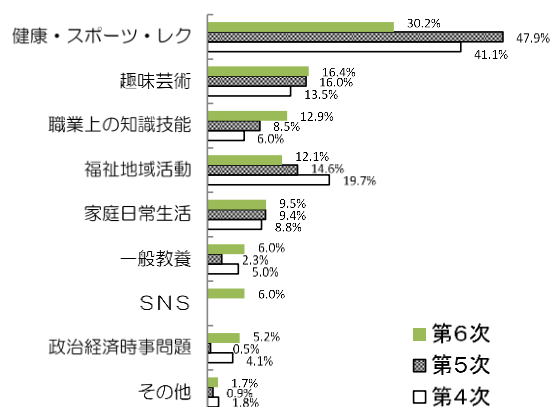


【町民の学習要望と現状について】

問6 生涯学習（文化・スポーツ・趣味・レクリエーション・ボランティア活動等）をこの一年間にしたことがありますか？

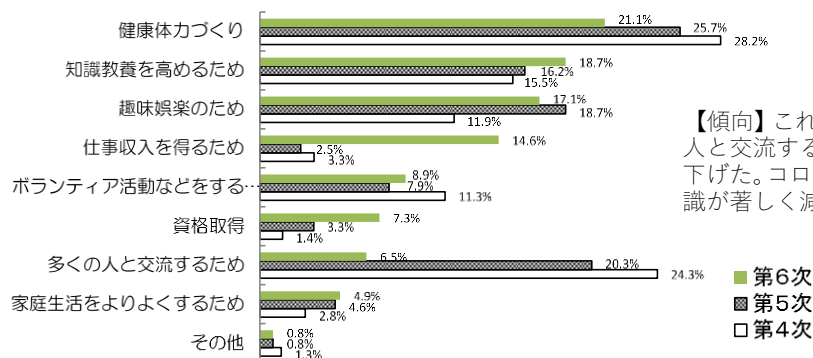


問7 問6で「学習をした」と答えた方が、学習した主な内容は何ですか？



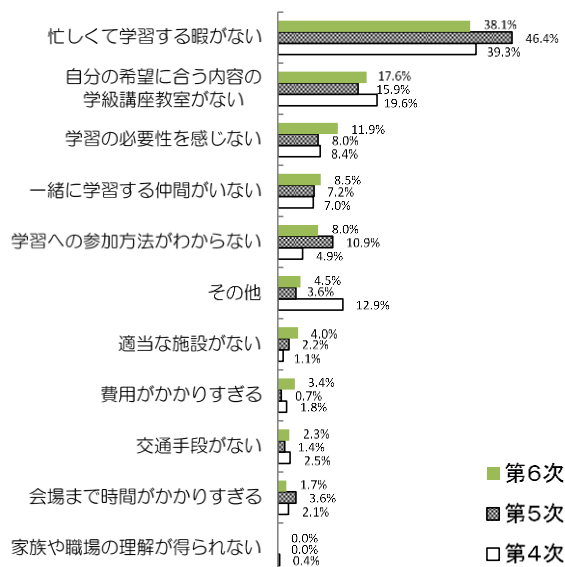
【傾向】「健康・スポーツ・レク」が10ポイント以上低下している。「SNS」や「政治経済」について学習している方が一定数いる事が時代の流れと言える。

問8 問6で「学習をした」と答えた方が、学習した主な理由は何ですか？



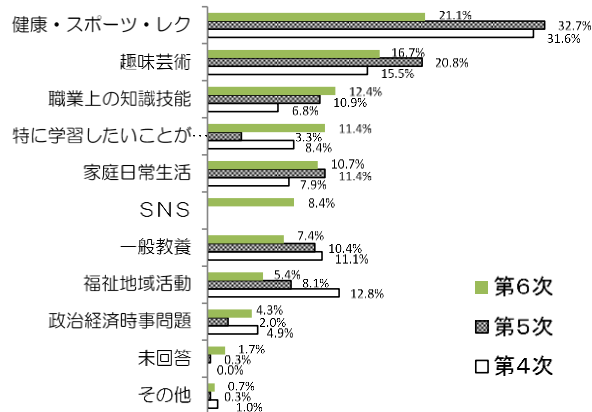
【傾向】これまで上位であった「多くの人と交流するため」が大きくポイントを下げた。コロナ禍により交流の機会と意識が著しく減少している。

問9 問6で「学習をしなかった」「学習をしなくなかった」と答えた方の理由は何ですか？



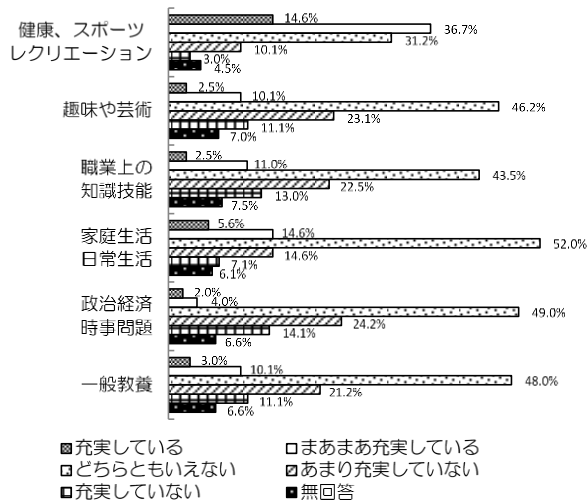
【傾向】前回調査同様「忙しくて学習する暇がない」を理由とする回答が最も多かったが、「その他」の意見には「コロナ禍」を理由とする回答もあった。

問 10 あなたが今後学習したいと思う主な内容を次の中から選んでください。



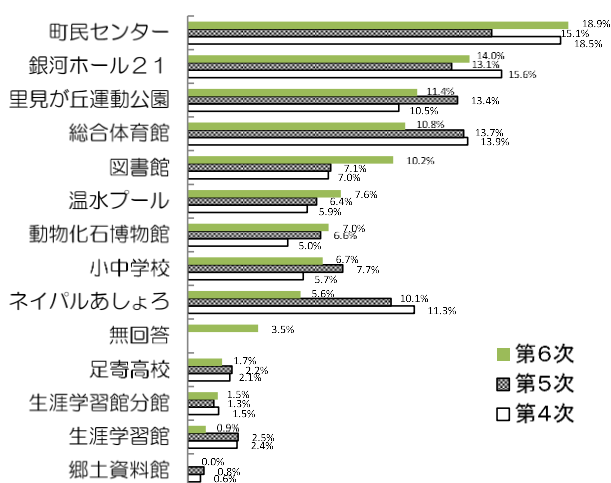
【傾向】これまでと同様「健康・スポーツ・レク」と趣味芸術が上位となったが、「職業上の知識・技能」や「SNS」を希望する方が10ポイント前後となっていることが最新の傾向として認められる。

問 11 足寄町で学習しようとした場合、学習する機会と場所は充実していますか。



【傾向】「健康・スポーツ・レクリエーション」に関することについては、充実しているが充実していないを大きく上回っているが、そのほかの項目は「どちらともいえない」が多くを占めている。

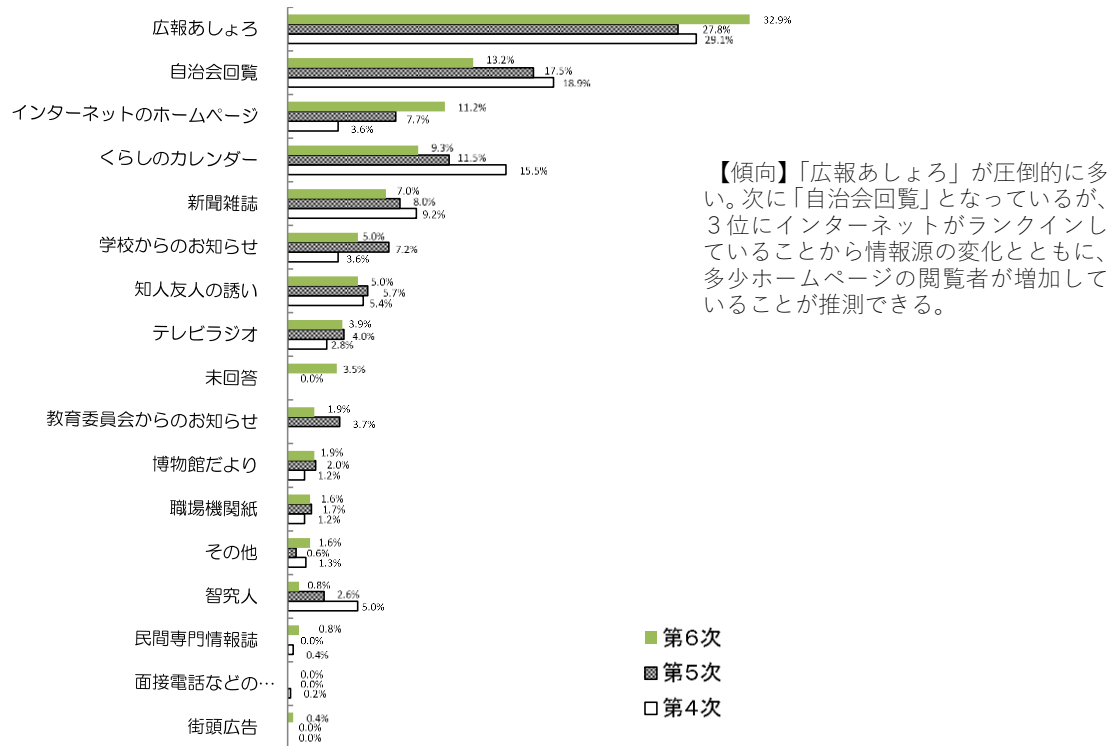
問 12 あなたはこの一年間で、町内の次の施設を利用したことがありますか？



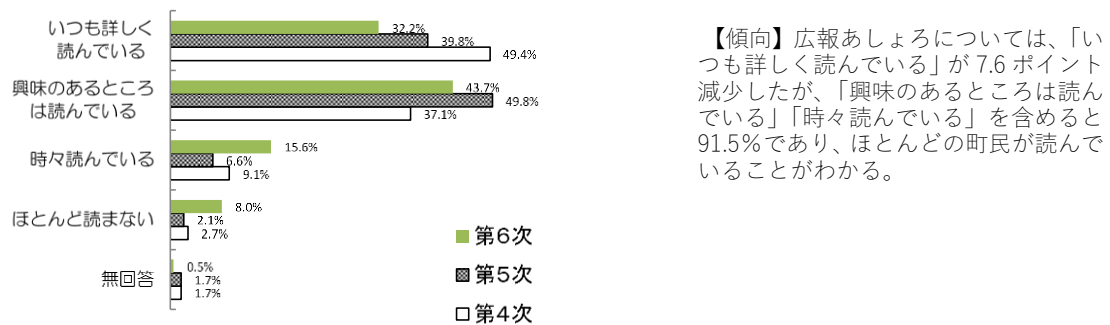
【傾向】「町民センター」「銀河ホール」「里見が丘運動公園」の順に多く利用されている。図書館を含めた「町民センター」と体育施設を含めた「里見が丘公園」の利用者が多いことがうかがえる。

【学習情報について】

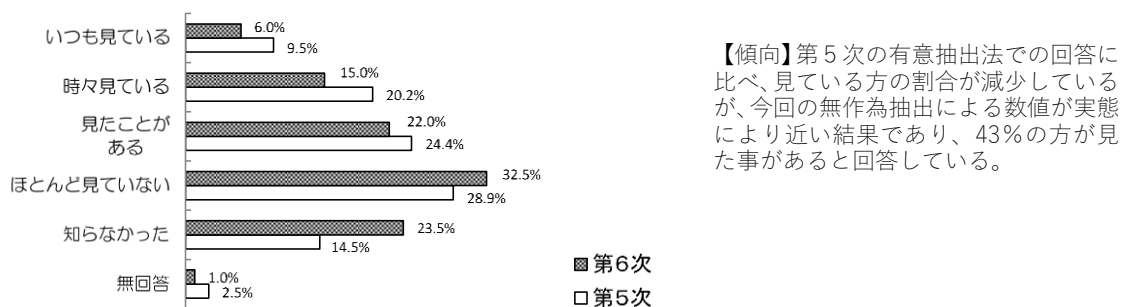
問 13 あなたは学習についての情報を主に何から得ることが多いですか。



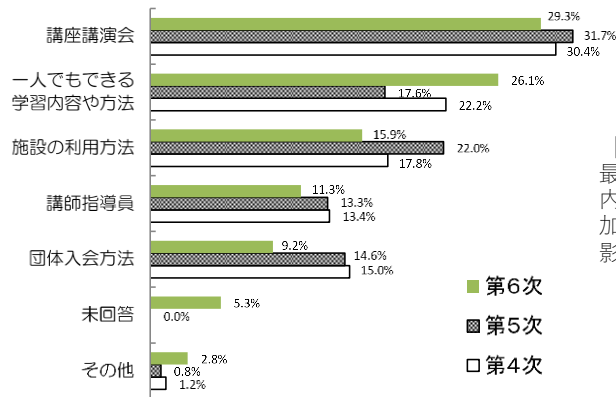
問 14 あなたは「広報あしよ」を読んでいますか。



問 15 あなたは足寄教育委員会が作成しているホームページをご覧になたったことがありますか？

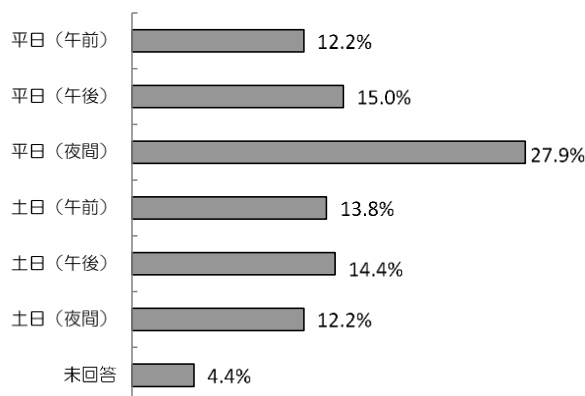


問 16 あなたが今後、学習を進めてく上で、今一番知りたいと考えている情報または提供してほしいと思う情報を次の中から選んでください。



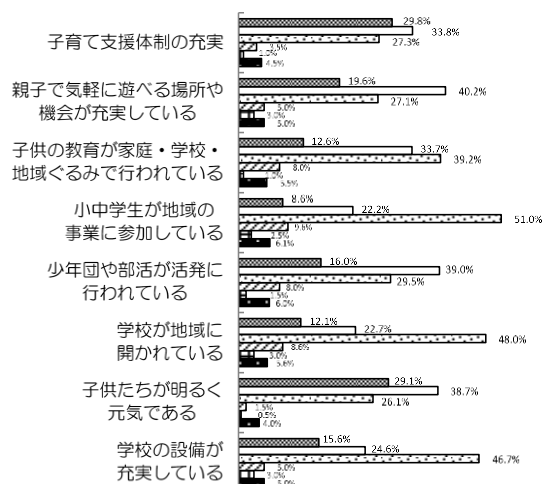
【傾向】前回調査同様「講座講演会」が最も多かったが、「一人でもできる学習内容や方法」を求めている方が大幅に増加したのは、時代背景（変化）が大きく影響していると思われる。

問 17 あなたが今後、学習活動を行うとしたら、1 週間のうちでいつが行いやすいですか、次の表の中に○印をつけてください。



【傾向】「平日の夜間」が最も多く、次いで「平日の午後」「土日の午後」となっている。「平日の午前」と「土日の夜間」は比較的参加しにくい傾向があることがうかがえる。

問 18 足寄町の子育てや学校教育に対するあなたの考えについて、もっとも近いものを選んでください。

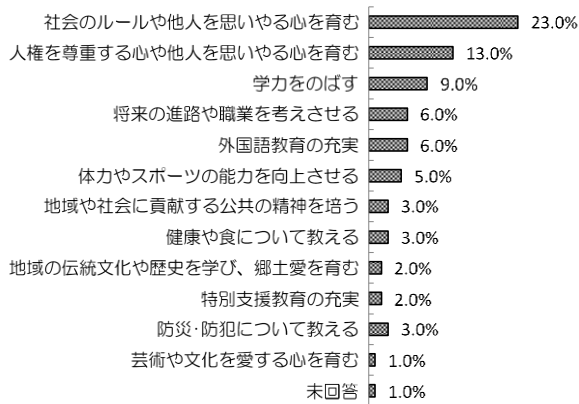


【傾向】「子育て支援体制」が充実していると思うとの回答が 63.6%と高くなっており、町の子育て支援策が概ね評価されているといえる。また、「親子で気軽に遊べる場所や機会」に関して前回調査より充実度が増しており、里見が丘公園の再整備による遊具等の充実が一因と考えられる。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらともいえない
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- 無回答

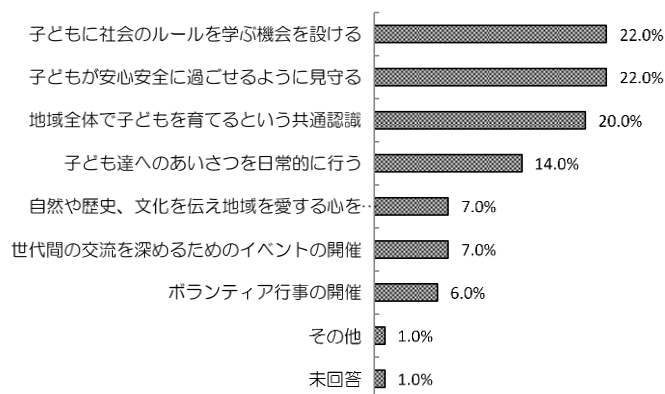
【子どもの教育環境について】

問 19 あなたが、学校に期待することは何ですか。次の中から選んでください。



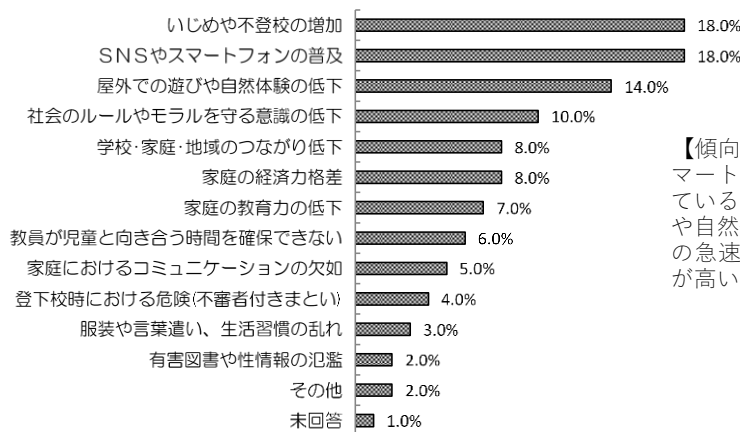
【傾向】「社会的ルールや他人を思いやる心を育む」など社会性の習得に期待している事がわかる。次いで「学力をのばす」などの学習面への期待が高くなっている。

問 20 子どもたちを健やかに育むために、地域でどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思いますか



【傾向】「社会的ルールを学ぶ機会」「安全安心に過ごせるように見守る」が最も多く、次いで「地域全体で子どもを育てる」となった。地域ぐるみで子どもたちを見守っていく項目に対するポイントが高くなった。

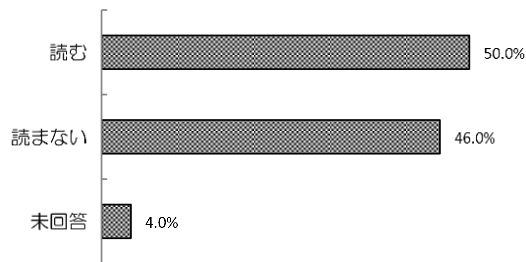
問 21 足寄町の子どもたちが成長していく上で、特に問題と感じていることはどんなことですか。



【傾向】「いじめや不登校」「SNSやスマートフォン」について特に問題と感じている方が多く、次いで「屋外での遊びや自然体験の低下」となった。通信技術の急速な進歩に伴う問題について関心が高い結果となった。

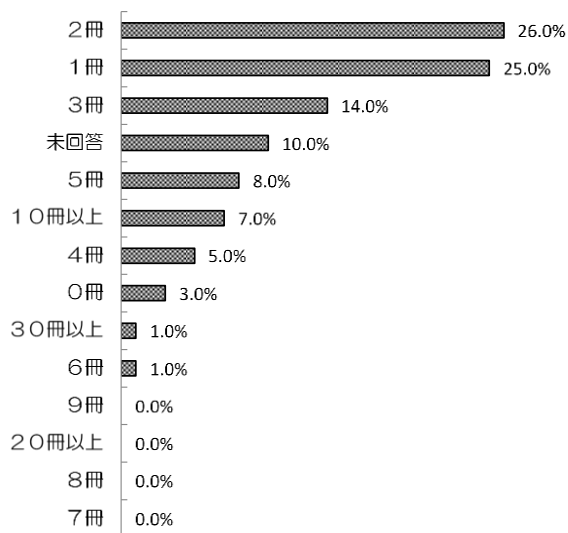
【読書活動について】

問 22 あなたは、本を読みますか？



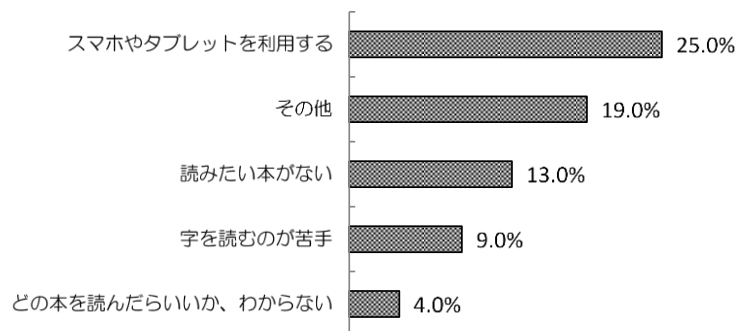
【傾向】本を「読む」が「読まない」をわずかに上回った。今回からの新たな調査項目であるため、次回以降に「読む」の割合が増加するためにどのような施策が必要であるか検討しておく必要がある。

問 23 月に何冊読みますか？



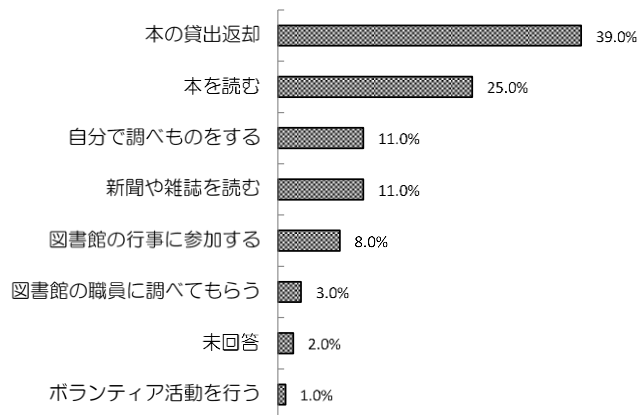
【傾向】本を読むと答えた方の約半数が月に2冊以下であることがわかる。また、10冊以上読む方が8%いることもこの設問で判明した。

問 24 あなたが本を読まない主な理由は何ですか？



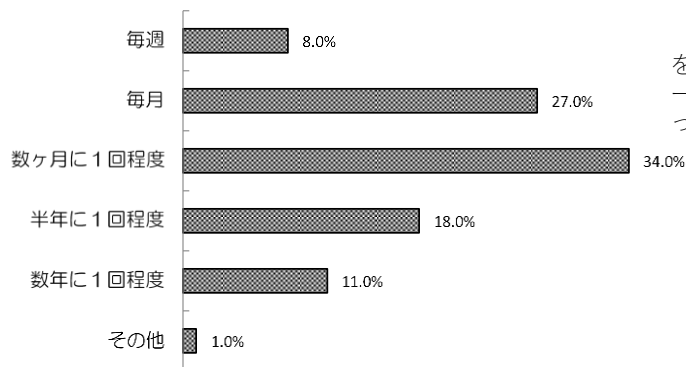
【傾向】「スマホやタブレットを利用する」が最も多かった。その他の理由としては「忙しくて読む時間がない」などの時間的な理由が複数寄せられていた。

問 25 図書館をどのようなことで利用したことがありますか？



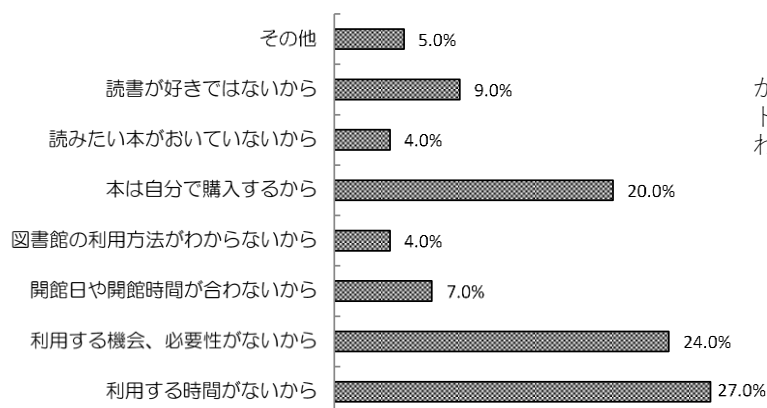
【傾向】「本の貸出返却」が最も多く、次いで「本を読む」となっている。「職員に調べてもらう」など、情報センター機能としての認知がまだ浸透していないことがうかがえる。

問 26 図書館をどのくらいの回数で利用されていますか？



【傾向】「毎週」「毎月」「数カ月に1回」を合わせて利用者の約7割が一定のペースで図書館を利用している結果となった。

問 27 あなたが図書館を利用しなかった主な理由について次の中から選んでください。



【傾向】「利用する時間がない」「必要性がない」「購入するから」が高いポイントとなった。その他の理由には「場所がわからない」や「子どもが小さいから」「コロナ禍だから」等があった。

足寄町教育委員会

0156-25-3188